



2023

きくようまち

毎日の暮らしの中で、行政サービスを利用するときのガイド役

生活便利帳





菊陽町長 吉本 孝寿

ごあいさつ

菊陽町へようこそ！

皆さんの生活の場に菊陽町を選んでいただき、ありがとうございます。

本町は、豊富な地下水と町を東西に流れる自川を源とした豊かな自然に加え、熊本市と阿蘇を結ぶ国道57号やJR豊肥本線が通り、阿蘇くまもと空港も近接するなど交通の便も良く、とても生活しやすい町です。また、人口減少が進む熊本県において人口増加が続いており、商業施設や企業などの立地も増え続けています。世界最大の半導体受託製造会社のTSMCの工場建設も進んでおり、さらなる発展が期待されています。

皆さんに菊陽町に「住んでよかった」「これからも住み続けたい」「誇れる町」と思ってもらえるよう、まちづくりに取り組んでまいります。

その一環として、菊陽町に住み始める皆さまが、窓口での手続きやさまざまな制度・施設を利用する場合に町の行政サービスをすぐに調べることができるように「きくようまち生活便利帳」を作成いたしました。

身近なところに置いていただき、普段の生活で活用していただけたら幸いです。

令和5年4月

■ 菊陽町のあゆみ

昭和30年4月	菊池郡津田村、菊池郡原水村、上益城郡白水村が合併し、本町の前身である「菊陽村」が誕生
昭和40年10月	国勢調査人口10,570人
昭和44年1月	町制を施行し「菊陽町」に
昭和46年4月	熊本空港開港
昭和46年5月	熊本都市計画区域に編入
昭和55年11月	人口20,000人突破
昭和62年3月	菊陽第一土地区画整理事業開始（平成17年4月完了）
平成元年3月	公共下水道供用開始
平成4年4月	菊陽バイパス全線開通
平成6年5月	鹿児島県屋久町と姉妹都市盟約を締結（現屋久島町）
平成9年12月	菊陽第二土地区画整理事業開始（令和4年2月完了）
平成10年2月	「光の森」土地区画整理事業開始（平成19年6月完了）
平成14年11月	「光の森」地区分譲開始
平成16年4月	人口30,000人突破
平成27年4月	人口40,000人突破
令和3年11月	TSMC（JASM）菊陽町進出を発表

INDEX

ごあいさつ	
INDEX	1
目的別さくいん こんなときには	2



菊陽町ガイド

さくようまちってこんなところ！	3
公共施設・行政区マップ	4

特集

菊陽で
行く、見る、楽しむ

人々が集い、
活気あふれるまちの楽しみ方

菊陽歳時記	6
菊陽の歴史と文化	7
菊陽杉並木公園さんさん	8
特産品 菊陽にんじん	9
総合交流ターミナルさんふれあ	10
巡回バス「キャロッピー号」	12
乗合タクシー	13
証明書のコンビニ交付サービス	14
コンビニ・スマホで町税や料金の支払いができます	14
町の情報の受け取りはこちらから	15



いざというときに

警戒レベルと避難のタイミング	16
もしもの時に備えて	
～ハザードマップを活用しよう～	17
デマ情報を拡散しない、惑わされない	17
自主防災組織	17
家の中の安全対策	18
家具の転倒、落下を防ぐポイント	18
家の周囲の安全対策	18
非常時持出品(例)	19
非常時備蓄品(例)	19
定期点検!	19
避難所一覧	20



問い合わせ先一覧



庁舎案内・施設案内

庁舎案内	23
町施設案内	24



暮らしの窓口

戸籍の届出	29
住所の届出	30
各種証明	30
マイナンバー(個人番号)制度	31
マイナンバーカード電子証明書	31
旅券(パスポート)	32
印鑑登録	33
窓口業務の日曜日開庁	34
西部支所の主な業務	35



税金

町税	36
税証明	36
軽自動車税	37



国民健康保険・国民年金

国民健康保険	38
国民年金	40



子育て・教育

母と子の健康	41
子どもの予防接種	42
子どもの福祉	43
ひとり親家庭への支援	44
子育て支援	45
こども総合相談室	46
認可保育施設・認定こども園	46
保育所など	47
小学校・中学校など	49



福祉・介護・高齢者

障がい(者)福祉	50
生活支援	53
高齢者福祉	53
後期高齢者医療制度	55
介護保険	56



健康

健康	59
町の救急医療体制	60



住まい・暮らし

ごみ・リサイクル	61
ごみ処理関連の補助金	62
地下水保全・エコ関連補助金	63
し尿など	63
火葬場	64
犬を飼う人へ	64
上水道・下水道	65
住宅支援	67
住環境保全	67
交通安全	68
菊陽町高齢者運転免許証自主返納支援	68
ボランティア	68



生涯学習・スポーツ

生涯学習	69
スポーツ・体力づくり	69
人権教育・啓発	69
菊陽町図書館	70



議会・選挙

議会	71
選挙	72



各種相談

ふれあい総合相談	73
消費生活相談	73
こころの相談	73

転入します・転出します

住所の異動(転入届・転出届)	30
国民健康保険に関する届出	38
(国保に加入するとき・国保をやめるとき)	
義務教育(転校)	49
ごみの収集	61
上下水道(入・退去をされる時)	65

結婚します

戸籍の届け出(婚姻届)	29
国民健康保険に関する届け出(その他)	38
国民年金の届け出(国民年金に加入する・脱退する)	40

赤ちゃんが生まれます

戸籍の届出(出生届)	29
国民健康保険に関する届出	
(国保に加入するとき)	38
国民健康保険の給付(出産育児一時金の支給)	39
母と子の保健	41
子ども医療費助成制度	43
子育て支援	45
保育所など	47
休日在宅当番医	60

成人します

国民年金の届出(国民年金に加入する・脱退する)	40
-------------------------------	----

不幸がありました

戸籍の届出	29
国民健康保険に関する届出(国保をやめるとき)	38
国民年金の届出	40
ふれあい総合相談	73



きくようまち
って
こんなところ!

人口・世帯数 (令和5年2月28日現在)

総人口…**43,754人** 世帯数…**18,925世帯**
男…21,503人
女…22,251人

町花

菊

高貴な花として、日本では古くから観賞用に愛好されています。菊陽の菊を意味し、町花としてふさわしい花です。



町木

杉



豊後街道(旧国道57号)に、400年以上の歴史を持つ杉並木は、東西に12kmにわたって続いています。大地にしっかり根を張り、天に向かって伸びている姿は、本町の将来を象徴しています。

町章



菊陽の“キ”を
図案化し、平
和の鳥とのび
ゆく町を表現したものです。

町民憲章

私たち菊陽町民は、郷土の繁栄を願い、住みよい町をつくるため、力を合わせることを誓って、この憲章を定めます。

- 1 さわやかなあいさつで
心のふれあう町をつくりま
- 1 たくましい青少年を育て
未来を拓く町をつくりま
- 1 健康で 思いやりのある家庭を築き
安全な町をつくりま
- 1 仕事に励み
活力ある町をつくりま
- 1 伝統を重んじ
緑豊かな文化の薫る町をつくりま。
(平成元年11月1日)

町の鳥

ひばり



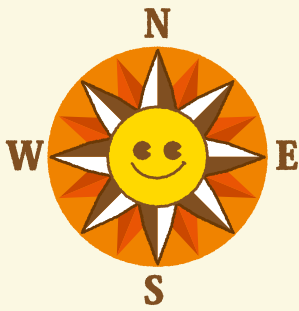
高空をさえぎりながら飛ぶ習性は、未来に羽ばたく本町の姿を象徴しています。



町マスケット
キャラクター
「キャロッピー」

町特産品の
にんじんをモチーフにした
マスケットキャラクターです。

公共施設・行政区マップ



合志市

熊本市





菊陽で行く、見る、楽しむ

菊陽歳時記

菊陽町ガイド



豊肥本線沿いの桜と菜の花



出分公園の満開の桜

Spring

春



無病息災を祈る大原阿蘇神社の茅の輪くぐり



菊陽町夏まつりを盛り上げる大輪の花火

Summer

夏



菊陽町夏まつりの町民総踊り



獅子楽に合わせて舞う馬場桶の獅子舞

秋

Autumn

すぎなみフェスタで町の甘いにんじんを釣る



冬

Winter



出初式で訓練の成果を披露する消防団員



鉄砲小路生垣



みこしを畑へ力いっぱい落とすお法使祭



天高く燃え上がるどんどやの炎

菊陽で行く、見る、楽しむ 菊陽の歴史と文化

問 生涯学習課 Tel 232-4917

400年前に
作られたと伝わる
農業用水路



菊陽町ガイド

馬場楠井手の鼻ぐり（通称：鼻ぐり井手）

馬場楠井手は、加藤清正公の肥後統治時代に白川左岸中流域の畑地を水田化するためにつくられた、熊本市の東海学園前駅近くまで続く約12kmの農業用水路です。馬場楠井手を含む白川流域かんがい用水群は平成30年に世界かんがい施設遺産に登録されました。このうち、曲手～辛川区間の約390mに渡る人工の構造物が「鼻ぐり」と呼ばれており、平成31年に熊本県指定史跡となっています。

トンネル状の溝穴が作る水の流れによって井手底の土砂や火山灰を排出する仕組みで、この穴の形が「牛の鼻輪」または「鼻輪を通す鼻の形」に似ているところが「鼻ぐり」の名称の由来とされています。



馬場楠井手の取入口

「鼻ぐり」へと続いていく水の取入口で、慶長13年(1608年)に加藤清正公によって築造されたと言われ、井手の完成で農作物の収穫量が3倍になったと伝えられています。現在は、部分的にコンクリートで補強されていますが、今もなお健在です。



蘇古鶴神社の楼門

銅板葺きの二層建築です。門内には「奇岩窓神(くしいわまどのかみ)」、「豊岩窓神(とよいわまどのかみ)」の異名同体の二神が祀られています。

往時を偲ばせる
苔むした石畳



六道塚古墳

二段築成の円墳と推定されています。塚の上には楠の大樹がそびえ、その根元には「神石」が祀ってあります。この神石は、「さくらぎ神社」と称され、益城町寺中にある津森神宮の末社と伝えられています。



戦国時代に
合志軍と島津軍が
戦った城跡

今石城跡

今石城は、玉岡城(現大津町)や須屋城(現合志市)などと共に薩摩(鹿児島)の島津氏からの侵略に備えた、舌状丘陵の山城の一つであり、位置は今石神社とその後方台地と推定されています。

南郷住還跡

肥後の国府「飽田府」は9世紀～14世紀末まで、古町村(現熊本市西区二本木)にあり、政治・経済・文化の中心となっていました。この肥後の国府と阿蘇南郷とを結ぶ道路が南郷往還です。



入道水眼鏡橋

古閑原眼鏡橋

井口眼鏡橋

上津久礼眼鏡橋

町内にある眼鏡橋

菊陽で行く、見る、楽しむ

菊陽杉並木公園さんさん

この公園は、本町を代表する歴史的景観である「豊後街道菊陽杉並木」の沿線にあり、この杉並木が真の「菊陽町の杉並木」となり、人とひとがふれあう交流の場・町づくりの拠点となるよう、「菊陽杉並木公園」を総称名としています。また、災害時に身の安全を確保するための指定緊急避難場所に指定されています。

問 都市計画課 TEL 232-4927



A **メインゲート** ゲートの外には、公園のシンボルツリーでもある、ケヤキがあり、ゲートをくぐると、目の前に広がるふれあい広場までの通路はケヤキ並木になっています。



B **野外ステージ** イベント時のステージなどとして利用できる野外ステージです。バックスクリーンには町の木である、杉の木が列植してあります。



C **公園管理センター** ホールには姉妹都市でもある、屋久島町より、姉妹都市盟約の絆として寄贈された大きな「屋久杉根株」が展示されています。他にも園芸相談コーナーや、学習室などがあり、公園と共に、広く利用されています。



D **ふれあい広場** 緑あふれる広々としたふれあい広場は各種イベントはもちろん、家族連れや、カップルの憩いの場として利用されています。



E **スポーツ広場** スポーツをするのに、最適な広々とした広場です。外周には、16種類の桜を植栽しており、春になると、お花見を楽しむ人々の憩いの場としても活用されています。



F **中央広場** メインゲートからまっすぐ奥に位置する中央広場。階段を上ると、手前にキャンドル噴水、奥に樹氷噴水が配置されています。噴水の周りには花壇が広がり、休憩の場として利用ができるように、パーゴラやベンチなどを配置しています。



菊陽で行く、見る、楽しむ

特産品 菊陽にんじん

問 農政課 TEL 232-4916



町のにんじん栽培は昭和47年頃から本格化しました。

当時、米の生産過剰が続き、減反政策の一環として麦・大豆などの他たばこの栽培が行われていましたが、町ではたばこの転換作として秋冬にんじんが導入されました、町の土壌は「黒ボク土」という火山灰土壌で通気性・透水性に優れ、にんじん栽培にとっては最も適した土壌であり、機械化の導入に伴って作付け面積は飛躍的に向上し、町の基幹作物となりました。

にんじんの栽培に適した町の「黒ボク土」



町の
にんじん生産は、
県内はもちろん
九州でも
トップクラスです。



Topic

ご存じですか？
県内一位の生産量の
「スイートコーン」

実は、町のスイートコーンは作付け面積と生産量が県内一位。強い甘みが特徴のゴールドラッシュの生産が盛んです。5月初旬から市場に出回り、6月ごろに旬を迎えます。ぜひ菊陽産のスイートコーンを食べてみて。



菊陽で行く、見る、楽しむ

総合交流ターミナル さんふれあ

☎ さんふれあ TEL 232-8690

総合交流ターミナルさんふれあは、広々とした温泉やサウナ、農産物直売店、地元の食材を使った食事処、気軽に運動できるスポーツジムを兼ね備えた複合施設です。毎日、町内外より多くの方が来館される町の交流拠点となっています。子どもから大人まで健康的で楽しい時間を提供します。



※営業時間や利用料金などが変更になっている場合がありますので、さんふれあホームページでご確認ください。



さんふれあホームページ



さんふれあInstagram

所在地

菊陽町大字原水5359番地

定休日

毎週火曜日(祝日の場合は営業)

営業時間

■天然温泉さんさんの湯

午前9時30分～午後11時(受付午後10時30分)

■お食事処さん膳

午前11時～午後2時30分(オーダーストップ午後2時)

午後5時～8時30分(オーダーストップ午後8時)

■農産物直売店さん彩

午前9時～午後7時

■スポーツジムにんじむ(健康増進施設)

平日・土曜 午前9時30分～午後10時30分(受付最終午後9時30分)

日曜・祝日 午前9時30分～午後7時(受付最終午後6時)

天然温泉 さんさんの湯

大浴場や露天風呂、乾式サウナ、蒸気サウナ、歩行浴などさまざまな温泉をご用意。美肌の湯と呼ばれる、刺激の少ない万人向けの弱アルカリ性単純温泉。和風浴場と洋風浴場が週替わりです。貸切使用が出来る家族風呂、介護入浴にも使用出来る福祉風呂はその都度お湯を入れ替えるので、いつでも一番風呂が楽しめます。

■入浴料

大人(中学生以上)450円/
 小人(4歳~小学生)250円/
 70歳以上350円



お食事処 さん膳

お一人様から少人数の集まり、30～40人の宴会まで利用できます。趣味やPTAの会合、法事などで利用できるプランをご用意していますので、気軽にお問い合わせください。人気のホルモン定食やとんかつ定食も選べる温泉券付お食事セットも大好評です。

農産物直売店 さん彩

自然豊かな町では、農畜産業が盛んです。農産物直売店「さん彩」には、とれたての野菜や果物が、地元の生産者の皆さんの手で届けられます。肉や卵、手作りの惣菜や弁当のほか、町の姉妹都市・鹿児島県屋久島町の特産品も販売しています。食は元気の源。栄養たっぷりの食材を取り入れ、健康的な食生活を送りましょう。



スポーツジム にんじむ(健康増進施設)

誰もが気軽に楽しめるトレーニングジムです。広々とした室内には8台のルームランナーをはじめ、さまざまなマシンを備えており、運動不足解消や筋力アップに自分のペースで利用出来ます。スタジオ教室はヨガやピラティスなどのプログラムが充実。温泉とのセット券もあり、1回だけでも利用可能。インストラクターが常駐しているので、初心者でも安心です。

当日券

- トレーニング(1回/3時間)
一般400円/70歳以上300円
- トレーニング(1回/3時間)+温泉
一般740円/70歳以上590円
- スタジオレッスン(1回)
一般400円/70歳以上300円

回数券・月会員

- スタジオ回数券(11枚/3カ月間有効)
一般4,000円/70歳以上3,000円
- 月会員(トレーニング+スタジオ+温泉)
一般7,900円/70歳以上6,100円

※体組成計300円(印刷+指導料)、レンタルシューズ100円

体を動かすと
気持ちいい!





巡回バス「キャロッピー号」

この看板が目印



問 総合政策課 TEL 232-2112

運賃 中学生以上：**100円** 小学生：**半額** 未就学児：**無料**

中央循環線（西・東）、西部線の路線図



中央循環線（西） 日～金（週6日運行）

経路	起点	主な経由地	終点
西まわり	図書館 9:10	→ 西小前 → ゆめタウン →	さんふれあ前 9:42
	12:25		図書館 12:56
東まわり	図書館 10:45	→ ゆめタウン → 西小前 →	図書館 11:16
	14:05		14:36
	さんふれあ前 18:10		光の森産交 18:38

中央循環線（東） 日～金（週6日運行）

経路	起点	主な経由地	終点
西まわり	図書館 8:25	→ カリーノ → 原水駅前 → 菊陽町役場 →	図書館 9:01
	13:05		13:41
東まわり	さんふれあ前 10:00	→ 原水駅前 → 菊陽町役場 → カリーノ →	図書館 10:37
	図書館 14:45		15:21
	原水駅前 17:40		さんふれあ前 18:02

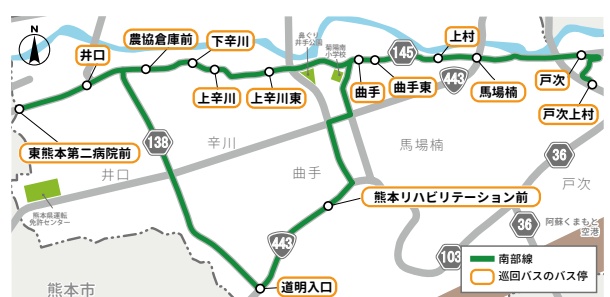
西部線 月・水・金（週3日運行）

経路	起点	主な経由地	終点
往路	向陽台 9:00	→ 武蔵ヶ丘 → ゆめタウン → 図書館 →	菊陽町役場 9:39
	10:40		11:19
	13:50		14:29
	15:50		16:29
復路	菊陽町役場 9:50	→ 図書館 → ゆめタウン → 武蔵ヶ丘 →	向陽台 10:29
	11:50		12:29
	14:50		15:29
	17:20		17:59

南部線 月～金（週5日運行） ※学休日運休

経路	起点	終点
往路	戸次上村 7:20	曲手 7:48
復路	曲手 16:00	戸次上村 16:23
	16:45	17:08

南部線の路線図



バスの位置をリアルタイム表示！



時刻表も掲載



ご利用ガイド



乗合タクシー

問 総合政策課 TEL 232-2112

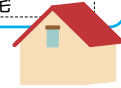
乗合タクシーは、町にお住まいの人であれば、どなたでも利用でき、他の人と乗り合う公共交通機関です。一般のタクシーとは異なります。なお、利用するためには事前登録が必要です。

まち中エリア

記号	乗降場所名
M1	キャロップピア
M2	光の森産交
M3	菊陽病院
M4	さんふれあ前
M5	菊陽町図書館
M6	新町中央
M7	原水駅
M8	菊陽台病院
M9	菊陽町役場
M10	アヴァンモール
M11	メガモール北
M12	カリーノ
M13	三里木駅
M14	菊陽ポウル
M15	光の森駅

郊外エリア

記号	乗降場所名
K1	ふれあいの森
K2	古閑原入口
K3	熊本セントラル病院
K4	東部町民センター
K5	馬場楠
K6	熊本リハビリテーション前
K7	きくちのまんま
K8	南部町民センター
K9	宮の下
K10	東熊本第二病院前
K11	新山西
K12	アンビー熊本



運行日 日～金(週6日)運行

運賃 中学生以上：**300円** 小学生：**半額** 未就学児：**無料**

※乗合タクシー車内で回数券(100円×6枚つづり)を500円で販売します。ぜひご利用ください。(巡回バスでも利用できます。)

時刻表

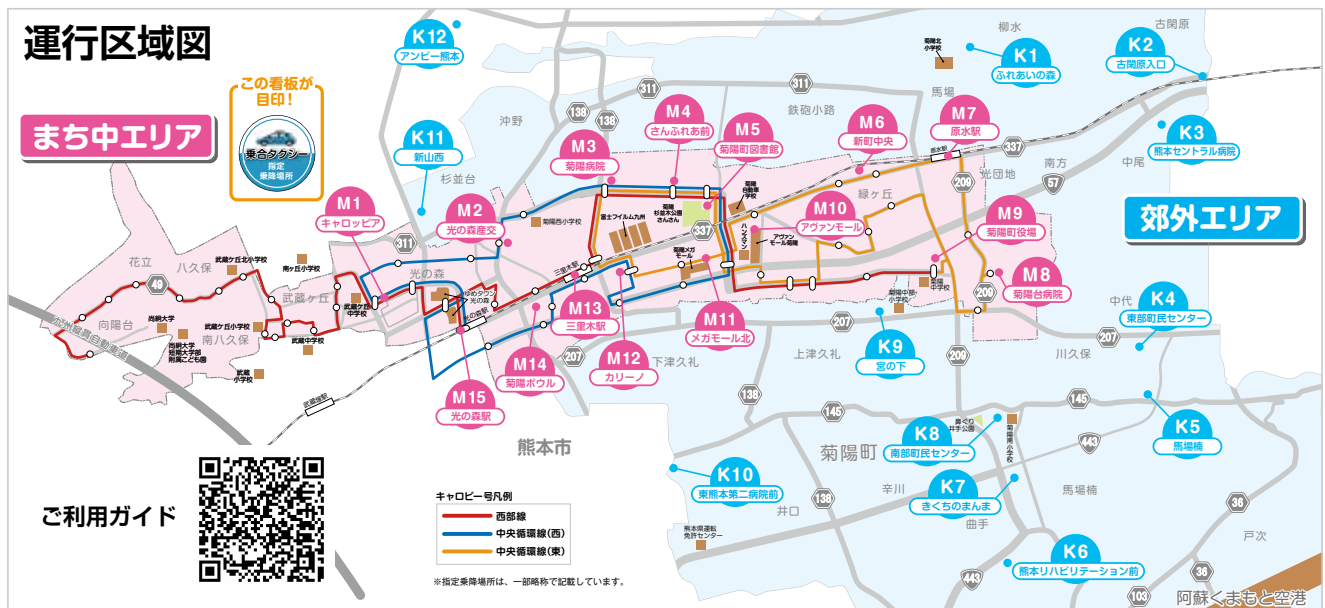
お住まいのエリア	乗車場所	出発時間				
郊外エリア	ご自宅又は指定乗降場所	9:00 ～9:15	11:00 ～11:15	13:00 ～13:15	15:00 ～15:15	17:00 ～17:15
まち中エリア	指定乗降場所	9:00 ～9:15	11:00 ～11:15	13:00 ～13:15	15:00 ～15:15	17:00 ～17:15

注意事項

- まち中エリアにお住まいの人は、指定乗降場所から郊外エリアまで利用できます。
- 郊外エリアにお住まいの人は、自宅又は指定乗降場所から利用できます。
- まち中エリア内は移動できません。

(例) 武蔵ヶ丘団地にお住まいの人が熊本セントラル病院を利用する場合、最寄の指定乗降場所(M1:キャロップピア)から利用できます。

運行区域図



証明書のコンビニ交付サービス

問 税務課 TEL 232-4911



マイナンバーカード見本

コンビニ交付サービスは、マイナンバーカード（写真・電子証明書付）を利用して、コンビニエンスストアなどにある多機能端末機（マルチコピー機）で各種証明書を取得できるサービスです。

利用するには、マイナンバーカードとマイナンバーカードに登録している数字4桁の暗証番号が必要です。マイナンバー通知カード（紙製：緑色）では利用できません。

証明書の種類	手数料 (1通)	取得可能な人	提供時間
住民票の写し (世帯全部・一部)	300円	本人・世帯員 (町に住民票がある人)	午前6時30分 ～午後11時 ※保守点検日を除く
印鑑登録証明書		本人のみ (町に住民票があり、印鑑登録をしている人)	
課税証明書 (最新現年度分・本人のみ)		本人のみ 現年度町に課税データがある人(町に住民登録がある人に限る) ※毎年6月に証明書の年度の更新があります。	
所得証明書 (最新現年度分・本人のみ)			
戸籍全部(個人)事項証明書	450円	本人・同じ戸籍の人 (町に本籍がある人) ※町に住民登録がない人は、事前に利用登録申請が必要	平日の午前8時30分 ～午後5時15分 ※土・日・祝日、 12月29日～1月3日及び 保守点検日を除く
戸籍の附票	300円		

★コンビニ交付の注意事項

マイナンバーカードを持っていても電子証明書の期限が切れている場合があります。その場合は、役場窓口で電子証明書の再発行が必要です。(利用者証明用電子証明書は無料、署名用電子証明書は有料)

コンビニ・スマホで町税や料金の支払いができます

金融機関・役場に加えて、全国のコンビニエンスストアやスマートフォン決済アプリで町税などをお支払いできます。

■コンビニで納付できる税金や各種料金とお問い合わせ先

町県民税（普通徴収） ※特別徴収分は除く	税務課 ☎ (232) 4911
固定資産税	
軽自動車税	
国民健康保険税	子育て支援課 ☎ (232) 2202
利用者負担額（保育料） 公立保育所利用者副食費	
後期高齢者医療保険料	健康・保険課 ☎ (232) 4912
介護保険料	介護保険課 ☎ (232) 2508
町営住宅使用料	建設課 ☎ (232) 2115
下水道使用料（公共下水道）	下水道課 ☎ (232) 2164
下水道使用料（農業集落排水）	

■お支払いできるコンビニエンスストア

セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、ポプラ、ミニストップ ほかに13店

■対応スマートフォン決済アプリ

LINEPay請求書支払い・PayPay請求書払い・PayB

※スマートフォン決済アプリの使用方法は、各事業者のサイトなどでご確認ください。

■ご利用にあたっての注意事項

※1枚の納付書で金額が30万円を超える場合など、コンビニ・スマートフォン決済アプリでお支払いできない場合があります。詳しくは町ホームページをご覧ください。



町の情報の受け取りはこちらから

町政全般のお知らせ

問 総合政策課 TEL 232-2111

町公式 ホームページ

■ 特設ページやごみの分け方検索機能も

皆さんの目につきやすいよう、旬の話題をトップページにスライドで掲載し、視覚障がいのある人にも使いやすいようにアクセシビリティに配慮しています。このほか、ごみの分け方検索など生活に便利な機能も。大きな災害など緊急時に専用画面に切り替え、必要な情報を確実に伝える機能も備えています。町の最新の情報を皆さんに発信していきます。



菊陽町公式 LINE

健康づくりや子育て、防災などに関する町のさまざまな最新情報を、お手持ちのスマートフォンなどにLINEで配信します。友だち登録をお願いします。

友だち登録の方法

- ① URL から追加する
http://lin.ee/9eeGghm
- ② QR コードから追加する
右記の QR コードを読み込み、「追加ボタン」を押して登録



【重要】LINEの受信設定 (はじめに設定してください)

LINE メニュー画面の「受信設定」ボタンより、受信したい項目を設定します。

町ホームページから配信されるすべての情報が欲しい場合は全ての項目にチェックを入れてください。

設定後、ホームページの情報がLINEで皆様に届きます。

菊陽町公式 アプリ

町ホームページの情報をスマートフォンなどで簡単に閲覧できます。また、プッシュ通知の機能により、関心がある分野に新着記事が登録されると自動でお知らせします。

分類選択について

メニューの「分類選択」より、興味のある分野を選択する事で、選択した分類のタブ表示・プッシュ通知を受け取れるようになります。自分の好みに合わせて閲覧する情報をカスタマイズできます。



緊急情報の自動配信

防災情報などの緊急情報が町から発信された場合、即時に通知されます。

インストールはこちら



iOS (iPhone)用



Android用

安全・安心に関するお知らせ

問 危機管理防災課 TEL 232-2110

きくよう 安心メール

「きくよう安心メール」は、町民の皆様様の携帯電話やパソコンのメール機能などを活用し、防災・防犯情報などを中心にお知らせするシステムです。その他イベント情報なども発信します。この機会にぜひ、ご登録ください。

防災・防犯情報

防災行政無線の放送内容や警察からのお知らせなど

イベント情報

町からのお知らせ

「あんしんメール」 アプリでの登録方法

「あんしんメール」アプリ(無料)をインストール

スマートフォン
利用者のみ対象

インストールはこちら



iOS (iPhone)用



Android用

メールアドレスでの登録方法

携帯、パソコンから
kikuyo@gw.ansin-anzen.jp に
空メールを送信



Yahoo! JAPAN 防災速報

あらゆる災害情報をいち早くお知らせします。

災害が起こる前に、地震・豪雨・津波などの情報を適知します。通知のオン・オフも設定可能です。

どこにいても安心です

自宅、実家、勤務先など国内最大3地点と、位置情報で把握した現在地へ通知するのでどこにいても安心です。

町からの緊急情報を受け取れます

余震や台風接近時の緊急情報、避難所の開設状況など町の発表する防災情報が直接届きます。

インストールはこちら





いざというときに

問 危機管理防災課
☎232-2110

警戒レベルと避難のタイミング

水害、土砂災害が発生した際の避難行動を促す「避難情報」を、気象庁の発表する「警戒レベル」に加え気象状況の動向を注視し発令します。避難のタイミングを見極める基準のひとつとして、どのレベルで避難すべきか家族で話し合っておきましょう。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保(※1)
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難!> ~~~~~			
<b>4</b>	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
<b>3</b>	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難 ※2	高齢者等避難
<b>2</b>	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報 (気象庁)
<b>1</b>	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではありません。  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせたり危険を感じたら避難したりするタイミングです。高齢者等には、障がい者・乳幼児等の避難に時間がかかる要配慮者とその支援者を含みます。



マイタイムラインは大雨や台風などの自然災害から私たち自身を守るための防災行動計画です。  
 あなたと家族の避難行動をあらかじめまとめておくことで、いざという時あわてずに避難できます。

### 熊本県のサイト「くまもとマイタイムライン」

(<https://portal.bousai.pref.kumamoto.jp/timeline>)からも、手軽にタイムラインを作成することができます。

右のQRコードから、熊本県のサイト「くまもとマイタイムライン」を閲覧できます。



### 国土交通省のサイト「Webでマイ・タイムライン」

(<https://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/mytimeline>)からも、手軽にタイムラインを作成することができます。

右のQRコードから、国土交通省のサイト「Webでマイ・タイムライン」を閲覧できます。



## もしもの時に備えて～ハザードマップを活用しよう～

町では「地震」「水害」「土砂災害」といった災害が発生した際、町内各所がどのような状況になり得る地域なのかひとめで確認することができる「菊陽町WEB版ハザードマップ」を公開しています。事前にお住まいの地域の状況を確認して、災害に備えましょう。

**10 MAP**

防災関係施設	指定福祉避難所	避難所	国道道路
指定緊急地震対策拠点	指定一時避難所	橋	JCT

**確認できる内容**

- ・ 防災関係施設
- ・ 揺れやすさ(活断層)
- ・ 洪水による浸水想定
- ・ 土砂災害警戒区域等

**菊陽町WEB版ハザードマップ**

右のQRコードよりご覧いただけます。

5ちゃんねる

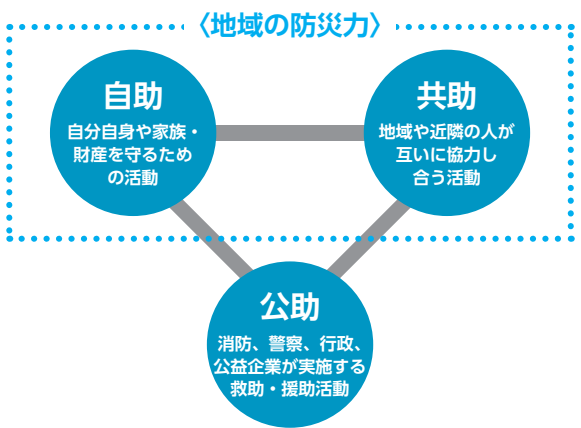
## デマ情報を拡散しない、惑わされない

災害が起こると、SNSを中心に誤った情報(デマ)が流れることがあります。デマを拡散したり、デマに惑わされないように信頼できる発信元である町公式のお知らせを受け取れるようにしましょう。(関連15ページ)

## 自主防災組織

### 災害に強い地域をつくりませんか？

災害に強い地域づくりを目指して、災害時の被害を軽減するため、「自主防災組織」活動を通じて、共助の強化、地域の防災力の強化に向けた取組を始めてみませんか？



### ▶ 1. 自主防災組織とは？

- ▶ 災害発生時はもちろん、日ごろから地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織を「自主防災組織」と言います。
- ▶ 平常時には防災訓練や広報活動、災害時には初期消火、救出救護、集団避難、避難所への給食給水などの活動を行います。

### ▶ 2. なぜ、自主防災組織が必要な？

▶ 大規模な災害が発生した場合、消防署などの防災機関だけでは、十分な対応ができない可能性があります。このような時、地域の皆さんと一緒に協力し、災害や避難に関する情報の伝達、避難誘導、安否確認、救出・救護活動に取り組むことで被害の軽減を図る事ができます。また、活動を迅速に進めるためには「お互いに顔の見える関係」の中で、事前に地域内で役割分担を決めておくことが有効です。より効率よく、さまざまな活動をするためにも事前の準備(=体制づくり)が重要です。

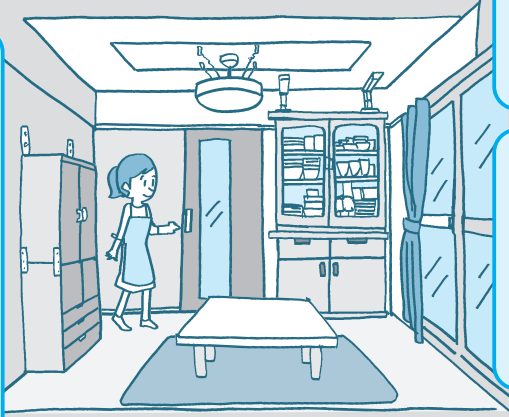
事前に準備できているか、チェック☑しましょう。

家具の転倒・落下防止

家の中の安全対策

家の中に逃げ場としての安全な空間をつくる  
部屋がいくつもある場合は、人の出入りが少ない部屋に家具をまとめて置く。無理な場合は、少しでも安全なスペースができるよう配置換えする。

家具の転倒を防ぐ  
家具と壁の間に遊びがあると倒れやすい。家具の下に小さな板などを差し込んで、壁や柱によりかかるように固定する。また、金具や固定器具を使って転倒防止策を万全に。



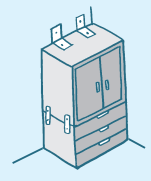
安全に避難するため、出入口や通路にものを置かない  
玄関などの出入口までの通路に、家具など倒れやすいものを置かない。また玄関にいろいろものを置くと、いざというときに、出入口をふさいでしまうことも。

寝室、子どもや高齢者のいる部屋には家具を置かない  
就寝中に地震に襲われると危険。子どもやお年寄り、病人などは逃げ遅れる可能性がある。

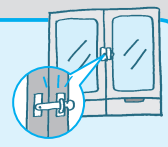


家具の転倒、落下を防ぐポイント

タンス・本棚  
L字金具や支え棒などで固定する。二段重ねの場合はつなぎ目を金具でしっかり連結しておく。



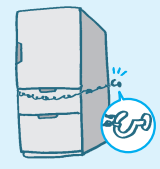
食器棚  
L字金具などで固定し、棚板には滑りにくい材質のシートやふきんなどを敷く。重い食器は下の方に置く。扉が開かないように止め金具をつける。



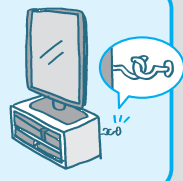
照明  
チェーンと金具を使って数か所止める。蛍光灯は蛍光管の両側を耐熱テープで止めておく。



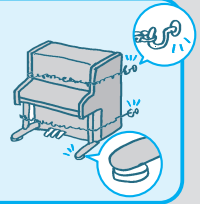
冷蔵庫  
扉と扉の間に針金などを巻いて、金具で壁に固定する。



テレビ  
できるだけ低い位置に固定して置く(家具の上はさける)。



ピアノ  
本体にナイロンテープなどを巻きつけ、取りつけた金具などで固定する。脚には、すべり止めをつける。

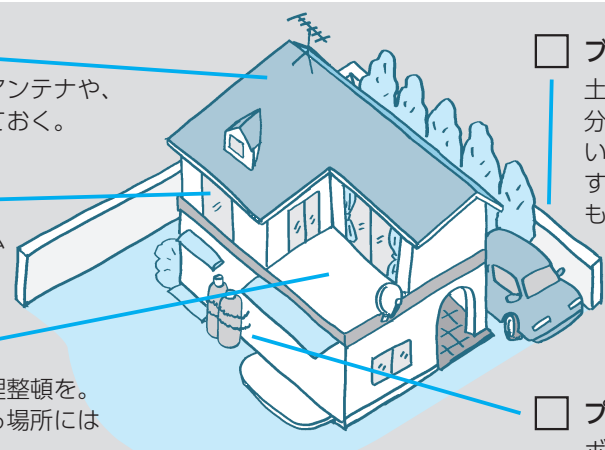


家の周囲の安全対策

屋根  
不安定な屋根のアンテナや、屋根瓦は補強しておく。

窓ガラス  
飛散防止フィルムをはる。

ベランダ  
植木鉢などの整理整頓を。落ちる危険がある場所には何も置かない。



ブロック塀・門柱  
土中にしっかりとした基礎部分がないもの、鉄筋が入っていないものは危険なので補強する。ひび割れや鉄筋のさびも修理する。

プロパンガス  
ボンベを鎖で固定しておく。

いざというときすぐに持ち出せるように、日ごろから準備・点検しておきましょう。  
事前に準備できているか、チェック☑しましょう。

## 非常時持出品(例)

### 携帯ラジオ

- ラジオ
- 電池  
(多めに用意)



### 救急医療品

- 常備薬
- 傷薬
- かぜ薬
- 鎮痛剤
- 絆創膏
- 包帯
- 胃腸薬
- マスク



### 貴重品

- 現金
- 印鑑
- 健康保険証
- 預金通帳
- 免許証
- 権利証書



### 懐中電灯

- 懐中電灯  
(できれば一人にひとつ)
- 電池  
(多めに用意)



### 非常食品等

火を通さなくて食べられるもの、食器など

- 非常用食品
- 紙皿
- 水筒
- 缶詰
- ミネラルウォーター
- 栓抜き
- 紙コップ
- 缶切り



### その他

- 衣類(下着・上着など)
- 生理用品
- 離乳食
- ウェットティッシュ
- ヘルメット
- ラップフィルム  
(止血や食器にかぶせて使う)
- 防災マップ
- タオル
- 粉ミルク
- 紙おむつ
- カップ
- ライター
- 携帯電話の充電器

## 非常時用備蓄品(例)

災害復旧までの数日間(最低3日)を生活できるようにチェック☑しましょう。

### 飲料水

- 飲料水としてペットボトルや缶入りのミネラルウォーター(1人1日3リットルを目安に)
- 貯水した防災タンクなど



### 非常食品

- お米(缶詰・レトルト・アルファ米も便利)
- 缶詰・レトルト食品
- 梅干し・調味料など
- ドライフーズ・チョコレート・アメ(菓子類など)



### 燃料

- 卓上コンロ
- ガスボンベ
- 固形燃料



### その他

- 生活用水(風呂・洗濯機などに貯水)
- 毛布・寝袋・洗面用具・ドライシャンプーなど
- 調理器具(なべ・やかんなど)
- バケツ・各種アウトドア用品など



## 定期点検!

### 非常時持出品は定期的に点検を!

いざというときに支障がないように、食品類の賞味期限や持出品の不備を定期的に点検しましょう。

### 避難生活が長引くときに便利なもの

携帯トイレ、使い捨てカイロ、裁縫セット、ガムテープ、地図、さらし、筆記用具(マジックなど)、スコップなど。



### 熊本地震で役に立ったもの

ポリタンク、ホイッスル、予備の眼鏡・補聴器、ブルーシート、新聞紙、補助用具としてロープ、スコップ、バールやハンマー、のこぎり、車のジャッキなど。

非常時持出品は、使用するとき支障のないように、定期的に点検しておきましょう。とくに食品や飲料水の賞味期限はこまめにチェックし、賞味期限がせまったものは使用し、新しいものに入れ替えましょう。

## 避難所一覧

### ▶ 指定緊急避難場所及び指定避難所

※災害により利用できる場所が変わります。災害の時の町からのお知らせで確認してください。

名称	住所	電話番号
菊陽南小学校	曲手397番地	232-2002
南部町民センター	曲手498番地3	292-3200
菊陽中部小学校	津久礼411番地	232-2001
町民体育館	久保田2598番地	232-2116
老人福祉センター ※	久保田2623番地	232-3593
菊陽中学校	久保田2563番地	232-2004
東部町民センター	久保田1309番地2	232-3803
上津久礼公民館	津久礼1175番地2	—
下津久礼公民館	津久礼1786番地2	—
菊陽北小学校	原水4652番地	232-0453
ふれあいの森研修センター	原水4652番地24	233-1080
菊陽西小学校	原水5666番地40	232-1745
三里木町民センター	津久礼2962番地2	232-5536
武蔵ヶ丘小学校	武蔵ヶ丘北1丁目2番1号	338-2132
武蔵ヶ丘中学校	光の森1丁目3518番地	232-4110
武蔵ヶ丘コミュニティセンター	光の森1丁目3517番地3	232-5697
光の森町民センター(体育館)	光の森2丁目1番地1	237-6577
武蔵ヶ丘北小学校	武蔵ヶ丘北3丁目5番2号	338-2500
西部町民センター	武蔵ヶ丘北3丁目5番1号	338-3443

※老人福祉センターは、指定福祉避難所を開設しない場合に利用します。

### ▶ 指定緊急避難場所

施設名	住所	電話番号
町民グラウンド	久保田2786番地	—
菊陽杉並木公園	原水5326番地	—
光の森防災広場・多目的広場	光の森3丁目2番地2	—
ふれあいの森公園	原水4642番地16	—
鼻ぐり井手公園	曲手436番地1	—
菊陽町防災センター	久保田2800番地	—

### ▶ 指定福祉避難所

施設名	住所	電話番号
老人福祉センター	久保田2623番地	232-3593
福祉支援センター	久保田2596番地	232-3593
ふれあい交流・福祉支援センター	武蔵ヶ丘北1丁目6番34号	337-6830
総合交流ターミナル さんふれあ	原水5359番地	232-8690
図書館ホール	原水1438番地1	232-0404
菊陽杉並木公園 管理センター	原水5326番地	349-2533
光の森町民センター(地域センター)	光の森2丁目1番地1	237-6577



# 問い合わせ先一覧



問い合わせ先一覧

菊陽町役場	
総務課(代表)	☎232-2111
危機管理防災課	☎232-2110
総合政策課	☎232-2112
財政課	☎232-2130
税務課	☎232-4911
人権教育・啓発課	☎232-2113
福祉課	☎232-4913
子育て支援課	☎232-2202
健康・保険課	☎232-4912
介護保険課	☎232-2508
町民課	☎232-4914
農政課	☎232-4916
建設課	☎232-2115
都市計画課	☎232-4927
下水道課	☎232-2164
商工振興課	☎232-2165
環境生活課	☎232-2114
会計課	☎232-4915
議会事務局	☎232-4919
教育委員会学務課	☎232-4918
教育委員会生涯学習課 (中央公民館内)	☎232-4917
教育委員会施設整備課	☎232-6500
農業委員会	☎232-4924
選挙管理委員会(総務課内)	☎232-2111
地域包括支援センター	☎232-2366

町の機関	
中央公民館	☎232-2116
武蔵ヶ丘コミュニティセンター	☎232-5697
三里木町民センター	☎232-5536
西部町民センター	☎338-3443
光の森町民センター(西部支所)	☎237-6555
光の森町民センター(施設予約)	☎237-6577
東部町民センター	☎232-3803

南部町民センター	☎292-3200
ふれあいの森研修センター	☎233-1080
菊陽町図書館	☎232-0404
菊陽杉並木公園管理センター	☎349-2533
老人福祉センター	☎232-3593 (社会福祉協議会)
福祉支援センター	
ふれあい交流・福祉支援センター	☎337-6830
鼻ぐり井手公園交流センター	☎232-8644
光の森防災広場	☎232-2110 (危機管理防災課)

町関連の機関	
社会福祉協議会	☎232-3593
ホームヘルパーステーション	☎232-3594
ボランティアセンター	☎232-4824
シルバー人材センター	☎232-6276
総合交流ターミナル“さんふれあ”	☎232-8690
菊陽町体育協会	☎233-1520
NPO法人クラブきくよう	☎273-8488
NPO法人 子育てサポート学童クラブきくよう	☎237-6835

認可保育所・幼稚園など	
なかよし園	☎232-2762
みどり園	☎232-0452
光の森キャロット保育園	☎233-0098
こうのとりの保育園	☎285-4651
優貴保育園	☎232-8977
元気の森ラビット保育園	☎288-5808
三里木保育園	☎285-1105
津久礼ヶ丘保育園	☎288-6591
げんき保育園	☎282-8460
もみじ園	☎232-2009
白菊保育園	☎232-2770
白鈴保育園	☎232-2764
さくら園	☎232-2763



光の森武蔵ヶ丘保育園	☎337-4651
尚綱大学短期大学部附属こども園	☎338-6771
認定こども園 美鈴幼稚園	☎338-6158
べる保育	☎245-6549
こども園てんとうむし	☎232-0909
あゆむ保育園	☎233-0785
くまりはキッズカーデン	☎233-2720
菊陽ぽっぽ保育園	☎232-3297 (内657)
家庭的保育室シェ・ヌヌ	☎237-7892
家庭的保育あんよ保育室	☎080-2770-6964

<b>学校</b>	
菊陽中部小学校	☎232-2001
菊陽南小学校	☎232-2002
菊陽北小学校	☎232-0453
武蔵ヶ丘小学校	☎338-2132
菊陽西小学校	☎232-1745
武蔵ヶ丘北小学校	☎338-2500
菊陽中学校	☎232-2004
武蔵ヶ丘中学校	☎232-4110
熊本県立技術短期大学校	☎232-9700
尚綱大学・尚綱大学短期大学部 武蔵ヶ丘キャンパス	☎338-8840

<b>商工会</b>	
菊陽町商工会	☎232-2757

<b>菊池地域農業協同組合</b>	
菊陽中央支所	☎232-2211

<b>交通機関</b>	
JR三里木駅	☎232-1665
JR光の森駅	☎215-2620

<b>警察機関</b>	
大津警察署	☎294-0110
光の森交番	☎232-8100
津久礼駐在所	☎232-2027
運転免許センター	☎233-0110
熊本北合志警察署	☎341-0110

<b>消防署</b>	
菊池南消防署	☎232-9331
泉ヶ丘消防署	☎248-4731

<b>郵便局</b>	
熊本北郵便局	☎233-5480
菊陽原水郵便局	☎232-2870
菊陽久保田郵便局	☎232-5801
三里木簡易郵便局	☎232-1945

<b>町外の主な公共機関・その他</b>	
大津菊陽水道企業団	☎293-7711
おおさく土地改良区	☎293-6851
環境美化センター	☎293-1222
菊池環境工場クリーンの森合志	☎248-0330
熊本県北広域本部菊池地域振興局	☎0968-25-4283
菊池税務署	☎0968-25-2121
熊本地方財務局阿蘇大津支局	☎293-2272
熊本県農業共済組合菊池支所	☎0968-37-3000
熊本県畜産農業協同組合中央支所	☎0968-36-9811
大津火葬場	☎293-7730
菊池火葬場	☎0968-25-4382
熊本市斎場	☎380-3350
阿蘇くまもと空港	☎232-2311
菊池郡市医師会テレホンサービス	☎0968-25-3300
熊本県消費生活センター	☎383-0999
熊本県庁	☎383-1111
熊本市役所	☎328-2111
菊池市役所	☎0968-25-7111
合志市役所	☎248-1111
大津町役場	☎293-3111
益城町役場	☎286-3111
西原村役場	☎279-3111

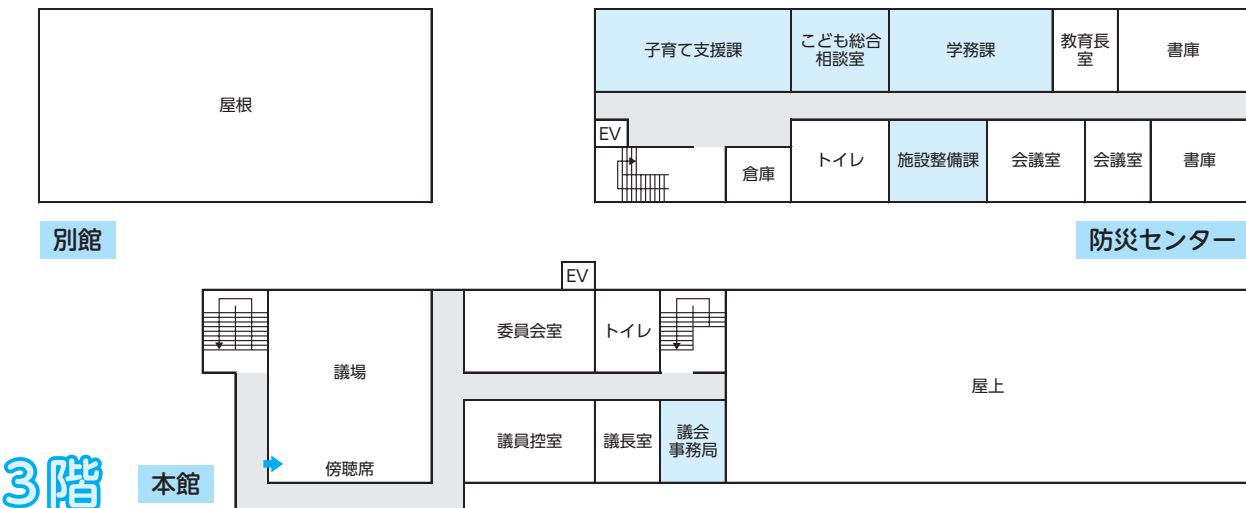
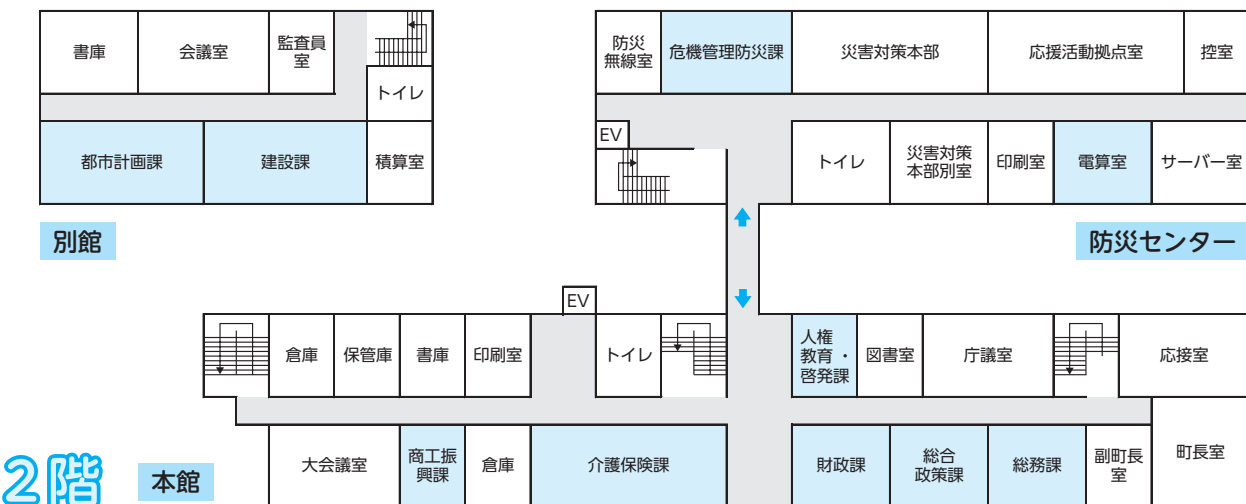
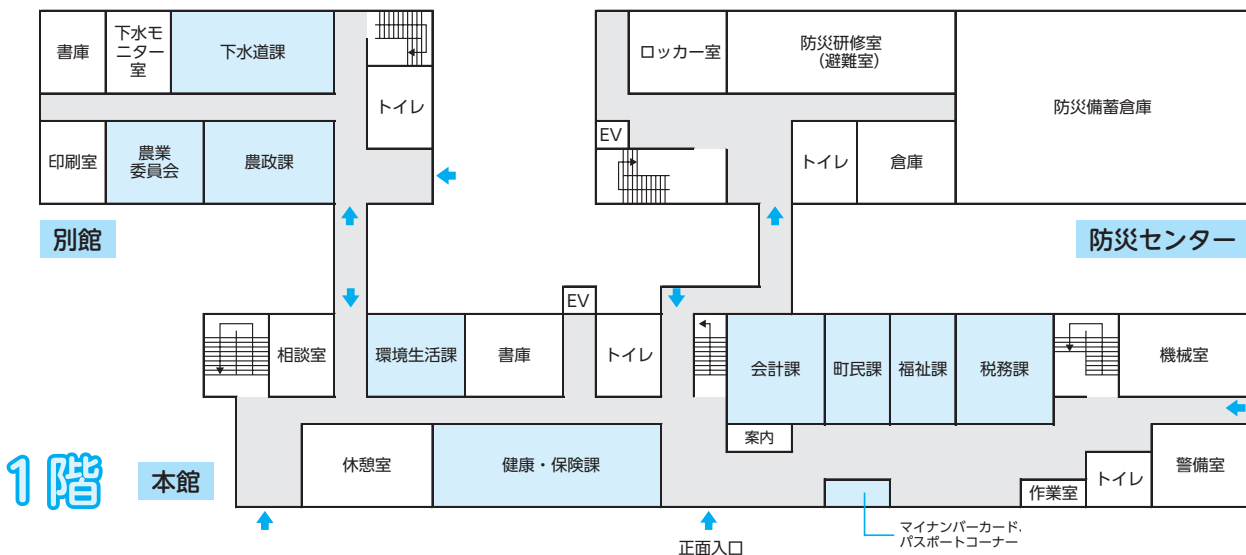




# 庁舎案内・施設案内

## 庁舎案内

令和5年3月1日現在



※生涯学習課は中央公民館内(久保田2598番地)にあります。

庁舎案内・施設案内

## 町施設案内

町の公共施設の予約状況をパソコンやスマートフォンから確認できます。町ホームページのトップ画面または次のURLからご利用ください。

●URL <http://yoyaku.town.kikuyo.lg.jp>

### ▶ 菊陽町役場

〒869-1192 菊陽町大字久保田2800番地  
☎232-2111(代表) FAX232-4923



#### 受付時間

午前8時30分～午後5時15分

閉庁日 土・日、祝日、  
年末年始(12月29日～1月3日)

※日曜窓口開庁(年末年始を除く)  
町民課および税務課午前9時～午後1時  
証明書発行業務(詳しくは担当課へ)

### ▶ 西部支所

〒869-1108 菊陽町光の森2丁目1番地1  
(光の森町民センター内)  
☎237-6555 FAX233-5481



#### 受付時間

午前8時30分～午後5時15分

閉庁日 土・日、祝日、  
年末年始(12月29日～1月3日)

### ▶ 中央公民館

〒869-1103 菊陽町大字久保田2598番地  
☎232-2116 FAX232-2156



#### 開館時間

月～土 午前8時30分～午後10時  
日・祝日 午前8時30分～午後5時  
休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

### ▶ 町民体育館

〒869-1103 菊陽町大字久保田2598番地



#### 利用時間

午前8時30分～午後10時  
休館日 年末年始(12月28日～1月4日)

#### 問い合わせ先

中央公民館(予約・確認)  
☎232-2116 FAX232-2156

## ▶町民総合運動場(町民グラウンド)

〒869-1103 菊陽町大字久保田2786番地



### 利用時間

午前6時～午後10時  
年末年始(12月28日～1月4日)夜間使用不可

### 問い合わせ先

中央公民館(予約・確認)  
☎232-2116 FAX232-2156

## ▶小中学校体育施設



### 利用時間

午前8時30分～午後10時  
午後8時～午後10時以外での利用の場合は、学校長の許可が必要ですので、各学校へお問い合わせください。  
休館日 年末年始(12月28日～1月4日)

### 問い合わせ先

中央公民館(予約・確認)  
☎232-2116 FAX232-2156

## ▶武蔵ヶ丘コミュニティセンター

〒869-1108 菊陽町光の森1丁目3517番地3  
☎232-5697 FAX232-5697



### 開館時間

午前8時30分～午後10時  
休館日 日曜日、祝日、  
年末年始(12月29日～1月3日)

## ▶三里木町民センター

〒869-1101 菊陽町大字津久礼2962番地2  
☎232-5536 FAX232-5595



### 利用時間

午前8時30分～午後10時  
休館日  
〈働く婦人の家〉  
日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)  
〈地域センター〉  
祝日、年末年始(12月29日～1月3日)



庁舎案内・施設案内

## ▶西部町民センター

〒869-1112 菊陽町武蔵ヶ丘北3丁目5番1号  
☎338-3443 FAX338-3072



### 開館時間

#### 〈勤労青少年ホーム〉

平日 午前8時30分～午後10時  
土曜日 午前8時30分～午後5時  
休館日 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

#### 〈地域センター〉

平日 午前8時30分～午後10時  
土曜日 午前8時30分～午後5時  
休館日 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

#### 〈武蔵ヶ丘児童館〉

午前9時～午後5時  
休館日 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)  
☎227-7200

## ▶東部町民センター

〒869-1103 菊陽町大字久保田1309番地2  
☎232-3803 FAX232-4458



### 開館時間

午前8時30分～午後10時  
休館日 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

## ▶南部町民センター

〒869-1106 菊陽町大字曲手498番地3  
☎292-3200 FAX292-3250



### 開館時間

午前8時30分～午後10時  
休館日 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

## ▶光の森町民センター

〒869-1108 菊陽町光の森2丁目1番地1  
施設予約 ☎237-6577



### 開館時間

〈地域センター〉  
月～日 午前8時30分～午後10時  
休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

〈体育館〉  
月～日 午前8時30分～午後10時  
休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

〈健康増進室〉  
月～日 午前9時～午後9時  
休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

〈子育て支援センター〉  
平日 午前9時～午後3時  
休館日 土・日・祝日、  
年末年始(12月29日～1月3日)

### 問い合わせ先

〈地域センター・体育館〉  
☎237-6577 FAX233-5483  
〈子育て支援センター〉  
☎237-6575 FAX233-5482

## ▶ 菊陽町図書館

〒869-1102 菊陽町大字原水1438番地1  
☎232-0404 ☎232-7756(図書館ホール)  
FAX232-7761



### 開館時間

月・水・金・土・日 午前10時～午後6時  
木 午前10時～午後8時  
休館日 毎週火曜日、毎月第3水曜日(館内整理日)、  
年末年始(12月29日～1月3日)、特別整理  
期間(その都度お知らせします)  
※詳しくは、70ページをご覧ください。

## ▶ 菊陽杉並木公園 “さんさん”

〒869-1102 菊陽町大字原水5326番地



### 開館時間

〈ふれあい広場〉  
(4月～10月)午前8時30分～午後7時  
(11月～3月)午前8時30分～午後5時  
〈スポーツ広場〉  
(4月～3月)午前8時30分～午後5時  
〈管理センター〉  
(4月～3月)午前8時30分～午後5時  
休園日 毎週火曜日(火曜が祝日の場合は翌日)、  
年末年始(12月29日～1月3日)

### 問い合わせ先

菊陽杉並木公園管理センター(菊陽杉並木公園内)  
☎349-2533 FAX349-2534

## ▶ 老人福祉センター

〒869-1103 菊陽町大字久保田2623番地



高齢者の生きがいづくりのための趣味、レクリエーションなどに利用する施設です。

### 開館時間

平日 午前9時～午後5時  
土曜日 午前9時～正午  
休館日 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

### 問い合わせ先

菊陽町社会福祉協議会(老人福祉センター内)  
☎232-3593(代表) FAX232-7385

## ▶ 福祉支援センター

〒869-1103 菊陽町大字久保田2596番地



在宅福祉サービスやボランティア活動の拠点施設です。

〈1階〉ボランティアセンター、給食センター、  
障害者相談センター  
〈2階〉ホームヘルプステーション、団体事務室、  
会議室、学童クラブきくよう事務局

### 開館時間

平日 午前9時～午後5時  
休館日 土・日曜日、祝日、  
年末年始(12月29日～1月3日)  
※町内の福祉関係の会議活動であれば、使用できます。

### 問い合わせ先

菊陽町社会福祉協議会(老人福祉センター内)  
☎232-3593(代表) FAX232-7385



庁舎案内・施設案内

## ▶ふれあい交流・福祉支援センター

〒869-1112 菊陽町武蔵ヶ丘北1丁目6番34号  
☎337-6830 FAX337-6831



西部の地区の福祉拠点です。  
病後児保育室「こあら」や、つどいの広場「ぴーす」があります。

### 開館時間

午前9時～午後10時(ただし、使用の申し込みがなかった場合は、午後5時まで)  
休館日 年末年始(12月29日～1月3日)

## ▶ふれあいの森公園

〒869-1102 菊陽町大字原水4642番地16



### 開館時間

午前8時30分～午後9時  
定休日 なし

## ▶ふれあいの森研修センター

〒869-1102 菊陽町大字原水4652番地24  
☎233-1080 FAX233-1090



### 開館時間

午前8時30分～午後10時  
休館日 日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

## ▶鼻ぐり井手公園

〒869-1106 菊陽町大字曲手436番地1



### 開館時間

#### 〈鼻ぐり井手公園〉

午前8時30分～午後9時

休園日 なし

#### 〈鼻ぐり井手公園交流センター〉

〒869-1106 菊陽町大字曲手436番地1

☎232-8644 FAX232-8688

午前8時30分～午後5時

休館日 毎週火曜日(火曜日が祝日の場合は翌日)  
年末年始(12月29日～1月3日)

## ▶光の森防災広場

〒869-1108 菊陽町光の森3丁目2番地2  
☎232-2110(危機管理防災課)



災害発生直後に身の安全を守ることを目的とした指定緊急避難場所です。平常時には公園と同じように利用できますが、マナーを守りましょう。



# 暮らしの窓口

## 戸籍の届出

問 町民課 ☎232-4914

このようなとき	届出期間	必要なもの
子どもが生まれたとき (出生届)	生まれた日から14日 以内(当日も含まます)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 出生届書(医師などの証明した出生証明書が添付されたもの) ※届出人欄の署名は、必ず父または母が記入してください</li> <li>● 届出人の本人確認書類(免許証やマイナンバーカードなど)</li> <li>● 母子健康手帳</li> </ul>
死亡したとき (死亡届)	死亡の事実を知った日 から7日以内(当日も 含まます)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 死亡届書(医師の証明した死亡診断書または死体検案書が添付されたもの)</li> </ul>
結婚するとき (婚姻届)	期間の定めはなく、届 出日が婚姻日になりま す(ただし、外国の方 式を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 婚姻届書(届書中の証人欄に成年者2人の記入が必要)</li> <li>● 夫妻それぞれの戸籍謄本(本籍地が町外の人のみ必要)</li> <li>● 届出人の本人確認書類(免許証やマイナンバーカードなど)</li> <li>● 住所変更する場合は、住民異動届が必要です</li> </ul>
離婚するとき (離婚届)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 協議離婚の場合、期 間の定めはなく、届 出日が離婚日になり ます</li> <li>● 裁判離婚の場合、調 停成立・審判確定・ 和解成立・認諾・判 決確定の日から10 日以内(当日も含み ます)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 離婚届書(協議離婚の場合、届書中の証人欄に成年者2人の記入が必要)</li> <li>● 夫妻の戸籍謄本(本籍地が町外の人)</li> <li>● 届出人の本人確認書類(免許証やマイナンバーカードなど)</li> <li>● 住所変更する場合は、住民異動届が必要です</li> </ul>
本籍を移すとき (転籍届)	期間の定めはなく、届 出日が転籍日になりま す	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 転籍届書</li> <li>● 戸籍謄本(町内間で転籍する場合のみ不要)</li> <li>● 届出人の本人確認書類(免許証やマイナンバーカードなど)</li> </ul>

※各種届出・証明書発行にかかる本人確認書類については、運転免許証やマイナンバーカードなどお持ちでない場合は、健康保険証、年金手帳(証書)、通帳など2点必要になります。



このようなとき	届出期間	必要なもの
町外から引っ越してきたとき (転入届)	町内に転入した日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>●届出人の本人確認書類(免許証やマイナンバーカードなど)</li> <li>●転出証明書(前住所地の市区町村で転出手続き後発行されます)</li> <li>●外国籍の人は在留カードが必要です</li> <li>●マイナンバーカード</li> <li>●代理人が届出をするときは、委任状が必要です</li> <li>●すでに居住者がいるところに住むときは、同意書が必要です</li> <li>●届出人の印鑑</li> </ul>
町外に引っ越すとき (転出届)	町外に転出することが決まってから14日前から14日後まで(当日も含まれます)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●届出人の本人確認書類(免許証やマイナンバーカードなど)</li> <li>●印鑑登録証(登録者のみ)</li> <li>●外国籍の人は在留カードが必要です</li> <li>●代理人が届出をするときは委任状が必要です</li> <li>●届出人の印鑑</li> </ul>
町内間で引っ越すとき (転居届)	町内で転居した日から14日以内(当日も含まれます)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●届出人の本人確認書類(免許証やマイナンバーカードなど)</li> <li>●マイナンバーカード</li> <li>●外国籍の人は在留カードが必要です</li> <li>●代理人が届出をするときは、委任状が必要です</li> <li>●すでに居住者がいるところに住むときは、同意書が必要です</li> <li>●届出人の印鑑</li> </ul>
世帯主を変更するとき (世帯主変更届)	届出をされた日から変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>●届出人の本人確認書類(免許証やマイナンバーカードなど)</li> <li>●代理人が届出をするときは、委任状が必要です</li> <li>●届出人の印鑑</li> <li>●新世帯主と旧世帯主の署名のある同意書が必要です</li> </ul>

※転居や転入をする場合、新しい居住地に住民票の登録をしている人がいるときは、新しい居住地の世帯主が記入した「同居承認届」が必要です。

※国外から転入する場合は、日本国籍を持つ人は「パスポート」、「戸籍謄本」、「戸籍の附票」が必要です。外国籍の人は空港などで発行された「在留カード」、「パスポート」が必要です。パスポートに入国のスタンプがない場合は、入国した際の「搭乗券」などが必要です。

※マイナンバーカード(有効期限内の暗証番号が付与されているもの)を使って転出届などの「引越しワンストップサービス」を利用できます。詳しくは、デジタル庁のホームページをご確認ください。  
([https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service/](https://www.digital.go.jp/policies/moving_onestop_service/))



## 各種証明

問 町民課 ☎232-4914

種類	必要なもの	手数料	その他
戸籍謄本 (戸籍全部事項) 戸籍抄本 (戸籍個人事項)	●本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)	戸籍謄(抄)本 1通 450円 除籍謄(抄)本 1通 750円	▶町内に本籍がある人(あった人)のみです ▶本人および配偶者、直系尊属・卑属以外の人からの申請のときは、委任状が必要です ▶郵送での取り寄せもできます
戸籍附票 (全部・一部)	●本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)	1通 300円	▶町内に本籍がある人(あった人)のみです ▶郵送での取り寄せもできます
身分証明書	●本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)	1通 300円	▶町内に本籍がある人のみです ▶本人以外の申請のときは、委任状が必要です ▶郵送での取り寄せもできます
受理証明書	●本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)	1通 350円 (上質紙1,400円)	▶本町に戸籍届を提出された人 ▶届出人以外の申請は認められません
住民票の写し (世帯全員・一部) 住民票記載事項証明書 (世帯全員・一部)	●本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカードなど)	1通 300円	▶本人および同一世帯の人以外からの申請のときは委任状が必要です ▶郵送での取り寄せもできます
印鑑登録証明書	●印鑑登録証	1通 300円	▶印鑑登録証を持参していないときは、交付できません





社会保障・税・災害対策の分野で利用され、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現、行政の効率化を目的として12桁のマイナンバーが一人ひとりに付番されました。

12桁の番号は漏えいの恐れがある場合を除き、生涯利用する番号となります。

## ▶マイナンバーカードとは？

マイナンバーカードとは、マイナンバー(個人番号)が記載された、顔写真やICチップが付いたカードです。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、e-TAXなどの電子証明書を利用した電子申請など、様々なサービスにもご利用いただけます。また、初回の発行手数料は無料です。

### マイナンバーカードの申請方法

マイナンバーカードの申請方法は以下の通りです。なお、申請してからマイナンバーカードの受け取りまで、約1カ月程度かかります。詳しくはお問い合わせください。

#### 郵送による申請

申請書に必要事項を記入し、顔写真を貼り付けて下記送付先へ郵送。

(送付先)

〒219-8732 日本郵便株式会社 川崎東郵便局  
郵便私書箱第2号 地方公共団体情報システム機構  
個人番号カード交付申請書受付センター宛

#### 町民課窓口での申請

申請書と顔写真(縦4.5cm、横3.5cm)、通知カード、本人確認ができる書類を持参して申請。写真がない場合は町民課で撮影することもできます。

#### パソコンによる申請

- ①デジタルカメラなどで顔写真を撮影して申請するパソコンに保存。
- ②申請用WEBサイト(<https://net.kojinbango-card.go.jp>)にアクセスし、メールアドレスなどを登録。
- ③登録したメールアドレス宛に通知される申請者用の申請用WEBサイトにアクセス。
- ④画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信。

#### スマートフォンによる申請

- ①スマートフォンのカメラで顔写真を撮影して保存。
- ②交付申請書のQRコードを読み取り、申請用WEBサイトにアクセスし、メールアドレスを登録。
- ③登録したメールアドレス宛に通知される申請者用の申請用WEBサイトにアクセス。
- ④画面の案内にしたがって、必要事項を入力し、顔写真を添付して送信

#### 必要書類

- 申請書(窓口で発行できます)
- 通知カード
- 印鑑(郵送での申請の場合)
- 顔写真
- 本人確認ができる書類(運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など)

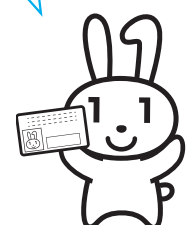


ICチップにはインターネットでログインする時や、データなどを送信する時に、**あなたであることを証明する電子証明書**が入っています！

券面に記載されるのは、  
表面には**氏名、住所、生年月日、性別、本人の顔写真**。  
裏面は、**マイナンバーのほか、氏名、生年月日**も載っています。



マイナンバーカード1枚で  
マイナンバーの確認と  
身元確認が同時にできます！



# マイナンバーカード電子証明書

インターネットを通じて行政などの申請、届出を行うことができるサービスです。

電子証明書の有効期限は、5回目の誕生日またはマイナンバーカードの有効期限のうちの短い方です。

用途に応じて2つの電子証明書を利用することができます。ただし、交付を受けてから5回目の誕生日までに更新手続きが必要です。

## ▶署名用電子証明書

インターネットなどを利用して国の機関や地方公共団体などへオンライン手続きをするときに、文書が改ざんされていないことの確認および本人確認に使う電子証明書です。(15歳未満、成年被後見人は発行不可)

## ▶利用者証明用電子証明書

コンビニ交付やマイナポータルなどへログインするときの本人確認に使う電子証明書です。

マイナンバーカードの交付申請時に希望により電子証明書を搭載することができます。後日、電子証明書の搭載を行なう場合は、本人がマイナンバーカードを持参の上、町民課で申請してください。

### 電子証明書を発行するには

#### 必要なもの

- マイナンバーカード
- 印鑑
- 手数料 初回のみ無料(2023年3月現在) 200円(マイナンバーカードの再発行時に搭載する場合)

日本国籍を有し、町内に住民登録している人は、町民課の窓口で旅券(パスポート)の申請や受け取りをすることができます。

**申請時間** 平日(開庁日)午前9時～午後4時30分

**交付時間** 平日(開庁日)午前9時～午後5時

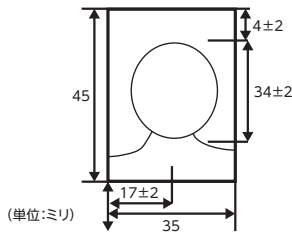
**申請できる人**

- 町に住民登録している人
- 学生や単身赴任など、県外に住民登録していて一時的に町にお住まいの人  
(居所申請ですので、事前にご相談ください。)

**交付予定日** 役場閉庁日を除いて申請の日から9日目以降  
※旅券(パスポート)は本人でなければ受け取ることができません。

**申請に必要な書類**

種類	備考
①一般旅券発給申請書	● 10年用もしくは5年用 ※18歳未満の人は、5年用のみ
②戸籍謄本1通 (発行日から6カ月以内のもの) ※本籍地のある市区町村役場で取得してください。	● 有効な旅券をお持ちの人で、氏名、本籍の都道府県に変更がない場合は、省略できます。 ● 同一戸籍内の人が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で申請できます。
③写真1枚 (6カ月以内に撮影されたもの)	● 左の寸法を満たしており、ふちなし、正面向き、無帽、無表情、無背景で目と輪かくが鮮明なもの。白黒可。 ※規格に合わないもの、ふさわしくないものは、撮りなおしをお願いすることもあります。 ※できるだけ専門の写真店で、パスポート用と指定して撮影してください。
④申請者本人を確認できる書類 (有効な原本を提示してください) ※コピー不可	● 1点で本人確認できるもの 有効な日本国旅券(失効後6カ月以内のものも含む)、運転免許証など ● 2点必要なもの 健康保険証、子ども医療費受給者証、年金証書(手帳)など
⑤前回発行の旅券	● 有効な旅券をお持ちの人は、有効旅券を提出しないと申請できません。 ● 期限切れでもお持ちください。



**代理申請について**

申請は代理することができます。

①申請書へは本人による署名、委任申出書の記入が必要です。あらかじめ、申請用紙を受け取りにお越しください。

※申請用紙は町民課においてあります。

②申請時には、申請者と代理人それぞれの本人確認の書類が必要です(有効な原本で、コピー不可)

**旅券の受領と手数料**

年齢に関係なく、必ず本人がお越しください(代理による受領はできません)。

受領の際には、収入印紙と熊本県収入証紙を購入していただきます(熊本県収入証紙は役場で販売しています)。

申請した旅券は、交付予定日以降できるだけ早く受け取りにお越しください。6カ月以内に受領がなかった旅券は失効します。(次回の再作成時には通常の手数料に6千円追加納付が必要です)

申請の種類	収入印紙	熊本県収入証紙	合計
10年旅券	14,000円	2,000円	16,000円
5年旅券	9,000円	2,000円	11,000円
12歳未満(5年)	4,000円	2,000円	6,000円

申請に係る注意事項は、お問い合わせください。

令和5年3月27日からマイナンバーカードを持っている人は、旅券の電子申請ができるようになります。詳しくは、外務省ホームページをご覧ください。

区分	必要なもの	手数料
本人が申請する場合	(顔写真が貼付してある本人確認書類をお持ちの人) ●登録する印鑑 ●本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなど顔写真が貼付してある公的機関発行のもの)  (顔写真が貼付してある本人確認書類をお持ちでない人) 1 回目来庁時(当日登録はできません) ●登録する印鑑 (申請により、郵便で照会書兼回答書を本人宛に送付します) ●本人確認書類 2 点(健康保険証、年金手帳(証書)など) 2 回目来庁時 ●照会書兼回答書 ●登録する印鑑 ●本人確認書類 2 点(1 回目来庁時と同じもの) 詳しくは町民課へお尋ねください。	登録手数料(再登録含む) 300円
代理人が申請する場合	詳しくは町民課へお尋ねください。	

※次のような人は登録できません	※次のような印鑑は登録できません
<ul style="list-style-type: none"> <li>●15歳未満の人</li> <li>●意思疎通ができない人</li> <li>●本町以外に住民登録をしている人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●氏名以外をあらわしているもの</li> <li>●ゴム印など変形しやすいもの</li> <li>●印影が不鮮明なもの、文字の判読ができないもの</li> <li>●印鑑が欠けているものや外枠がないなど、登録する印鑑として適当でないもの</li> <li>●同一世帯の人がすでに登録している印鑑または同じ印影のもの</li> </ul>



▶開庁日・時間

毎週日曜日(年末年始の12月29日～1月3日を除く)  
午前9時～午後1時

▶開庁場所

役場本庁舎1階町民課窓口

▶利用できるサービス一覧

担当課	取り扱う事務の内容
町民課	●住民票の写しの交付 (広域交付住民票を除く)
	●住民票記載事項証明の交付
	●印鑑登録 ※注
	●印鑑登録廃止
	●印鑑登録証明書の交付
	●住民票コード証明の交付
	●住居表示変更証明の交付
	●本籍地表示変更証明の交付
	●現在の戸籍謄本・抄本証明の交付 (除籍を除く)
	●戸籍附票の写しの交付
町民課 預かり のみ	●児童手当現況届
	●ひとり親家庭等医療費助成申請・請求書
	●重度心身障害者医療費助成申請書
	●子ども医療費一部負担金請求書
	●人間ドック健診申込兼補助金交付申請書
	●後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書
	●後期高齢者医療高額療養費支給申請書
	●後期高齢者医療療養費支給申請書
	●後期高齢者医療特定疾病認定申請書

担当課	取り扱う事務の内容
町民課 預かり のみ	●後期高齢者医療高額介護合算療養費等支給申請書
	●後期高齢者医療基準収入額適用申請等各種申請書
	●後期高齢者医療人間ドック健診申込兼補助金交付申請書
	●後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書
	●総合検診・がん複合健診申込書
	●高額介護(予防)サービス費給付申請書
	●家庭介護用品購入費助成金申請書
	●要介護認定申請書(更新のみ)
	●所得証明書の交付
	●課税証明書の交付
税務課	●所得・課税証明書の交付
	●資産証明書の交付
	●評価証明書の交付
	●公課証明書の交付
	●無資産証明書の交付
	●名寄帳の写しの交付
	●原動機付自転車の標識交付証明書の再交付
	●納税証明書の交付
	●軽自動車税納税証明書の交付

※注 次の場合は日曜の印鑑登録はできません。  
 1 代理人が申請する場合  
 2 本人確認書類を持参していない人  
 3 認知症または心神耗弱などで意思確認が困難な人  
 4 身体障がい者などで町民課のカウンターまで来所することができない人



項目	内容
戸籍の届出	●出生届 ●婚姻届 ●離婚届 ●死亡届 →詳しくは、29ページをご覧ください。
住所の異動	●転入 ●転出 ●転居 ●世帯変更 →詳しくは、30ページをご覧ください。
住民票・戸籍関係証明	●全部事項証明(戸籍謄本) ●個人事項証明(戸籍抄本) ●除籍謄本・抄本 ●住民票の写し →詳しくは、30ページをご覧ください。
印鑑登録	●印鑑登録証・印鑑登録証明書の交付 →詳しくは、30ページをご覧ください。
マイナンバーカード	●電子証明書の更新など →詳しくは31ページをご覧ください。
税関係	●町税に関する証明書の交付 ●原動機付自転車(125cc以下のもの)・小型特殊自動車の登録・廃車 →詳しくは、36~37ページをご覧ください。
国民健康保険	●資格取得・喪失届の受付 ●被保険者証の交付 ●療養費、高額療養費支給申請の受付 ●出産育児一時金申請の受付 →詳しくは、38~39ページをご覧ください。
後期高齢者医療	●高額医療費支給申請書の受付 →詳しくは、55ページをご覧ください。
国民年金	●資格取得・喪失届 ●保険料猶予・免除申請の受付(一般、学生) →詳しくは、40ページをご覧ください。
子育て・教育	●子ども医療費資格取得・異動届の受付 ●子ども医療費助成申請の受付 ●児童手当に関する受付 →詳しくは、43ページをご覧ください。 ●ひとり親家庭等医療費助成申請の受付 →詳しくは、44ページをご覧ください。 ●転入、転出、転居に伴う小中学校転校の手続き →詳しくは、49ページをご覧ください。
福祉関係	●重度心身障害者医療費助成申請の受付 →詳しくは、50ページをご覧ください。 ●家族介護用品購入費助成申請の受付 →詳しくは、51ページをご覧ください。





# 税金

## 町税

問 税務課 ☎232-4911

### ▶各種町税に関すること

町税の種類	課税対象者	町税の納付について
町県民税	1月1日に町に居住している人。 年の途中で転入した人は、その年の1月1日に居住していた市町村で課税されます。(所得証明書などについても同様です。)	納付書払いまたは口座振替払いの人は、毎年6月、8月、10月、12月の4期で納付してください。特別徴収の人は、給与もしくは年金の支払い時に特別徴収者(給与支払者、年金支払者)が徴収し納入します。
固定資産税	1月1日に町内に固定資産(土地、家屋および償却資産)を所有している人。 年の途中で固定資産を取得した場合は、翌年度からの課税になります。	毎年5月、7月、9月、11月の4期で納付してください。
軽自動車税	4月1日に軽自動車(原付、軽四輪など)を所有している人。 4月2日以降に軽自動車を取得した場合は、翌年度からの課税になります。	毎年5月(全期)に納付してください。
国民健康保険税	町の国民健康保険に加入している世帯の世帯主。 年度途中で、国民健康保険に加入または脱退された場合は月割で課税されます。	納付書払いまたは口座振替払いの人は、毎年6月から翌年2月までの9期で納付してください。特別徴収の人は、年金支払い時に年金支払者が徴収し納入します。

### ▶納付について

納税通知書(納付書)は、税目別にそれぞれ第1期の納付月に全納期分を郵送しますので、期別や納期限を確認のうえ、納付してください。

町税などの納付には、安心で便利な「口座振替」をご利用ください。口座振替の手続きは、金融機関窓口で口座番号がわかるもの(通帳、キャッシュカードなど)と届出印鑑をご持参のうえ、お申し込みください。

※コンビニ・スマホで納付する場合は、14ページをご覧ください。

#### 口座振替ができる金融機関

肥後銀行、熊本銀行、熊本第一信用金庫、熊本信用金庫、熊本県信用組合、菊池地域農業協同組合、ゆうちょ銀行

## 税証明

**必要なもの** 窓口で申請する人の本人確認ができるもの(運転免許証など)と手数料。

同一世帯以外の代理人が申請する場合、委任状の提出が必要です。

(軽自動車税納税証明書の場合は、委任状は不要です。)

※法人の証明申請は、法人代表者印(登録された実印)が必要です。

証明書の種類	主な証明事項	手数料	申請窓口
所得証明書	所得金額の証明	300円	税務課 ☎232-4911 西部支所 ☎237-6555
課税証明書	税額の証明		
所得・課税証明書	所得金額、所得控除および税額の証明		
納税証明書	納められた税額の証明		
滞納がない証明	滞納がない証明		
評価証明書	物件ごとの評価額の証明		
公課証明書	物件ごとの課税標準額、税相当額の証明		
名寄帳証明書	納税義務者の所有する資産の一覧	無料	
軽自動車税納税証明書	軽自動車税の未納がないことの証明		
住宅用家屋証明書(専住証明)	登録免許税の税率軽減に該当する旨の証明	1,300円	

※郵便による請求ができます。日曜日開庁で発行できるものもあります。詳しくはお問い合わせください。

▶ナンバープレートの交付

次の「軽自動車税対象車両」を取得したときは各申告（手続）場所でナンバープレートを交付する手続きを行ってください。持ち主や車両の定置場を変更したときは届け出てください。

▶軽自動車税対象車両

車両の種類		申告(手続)場所			
原動機付自転車	総排気量 50cc以下	(1) 税務課 〒869-1192(役場専用郵便番号) 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地 ☎232-4911			
	総排気量 90cc以下				
	総排気量 125cc以下				
小型特殊自動車	三輪以上 50cc以下	(2) 西部支所(光の森町民センター内) 〒869-1108 熊本県菊池郡菊陽町光の森2丁目1番地1 ☎237-6555			
	農耕用(トラクター・コンバインなど) その他(フォークリフトなど)				
軽自動車	被けん引車(ボートトレーラーなど)	熊本県軽自動車協会 〒862-0902 熊本県熊本市東区東本町16番3号 ☎050-3816-1758 (軽自動車協会コールセンター)			
	三輪 総排気量 660cc以下				
	四輪 総排気量 660cc以下			乗用	自家用 営業用
				貨物	自家用 営業用
小型自動車	二輪(125ccを超え250cc以下)	熊本運輸支局 〒862-0901 熊本県熊本市東区東町4丁目14番35号 ☎050-5540-2086			
	二輪(250ccを超えるもの)				



税金

▶軽自動車税の減免

身体障がい者などの人が所有し、本人や家族が運転する軽自動車は、障がい区分や等級で軽自動車税が減免される場合がありますのでご相談ください。

▶納税証明書(継続検査用)

令和5年1月から、車検の際に納税証明書の添付は原則不要です。

ただし、納付直後や購入してすぐなどに確認のため納税証明書が必要な場合は、税務課または西部支所(光の森町民センター内)で発行できますので、自動車検査証(車検証)を持参してください。





# 国民健康保険・国民年金

国民健康保険

問 健康・保険課 ☎232-4912

## ▶国民健康保険とは

病気やけがをしたときの医療費に充てるため、加入者の皆さんがお金を出し合って備える制度です。

職場の健康保険、後期高齢者医療保険に加入している人および生活保護を受けている人以外は、全ての人が国民健康保険に加入するように定められています。

また、平成30年4月からの制度改正により、都道府県と市町村が共同して運営しています。

## ▶主な届出

次のようなときは、14日以内に届出を行なってください。

届出には下記の書類と本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)が必要です。

※別世帯の人が申請をするときは、委任状が必要です。

### 国保に加入するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
町外から転入したとき	転出証明書
職場の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書(資格喪失証明書など)
職場の健康保険の被扶養者からはずれたとき	被扶養者でなくなった証明書
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
外国籍の人が加入するとき (3カ月以上の滞在が見込まれるとき)	在留カードまたはパスポート

### 国保をやめるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
町外へ転出するとき	保険証
職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証
職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保と職場の健康保険の両方の保険証
国保被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの(会葬礼状など)
生活保護を受け始めたとき	保険証、保護決定通知書
65歳から74歳までの人で、障害認定により 後期高齢者医療になったとき	保険証、障害者手帳など

### その他

こんなとき	手続きに必要なもの
住所が変わったとき	保険証
世帯主や氏名が変わったとき	
世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	
修学のため別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書(学生証)
保険証をなくしたとき (汚れて使えなくなったとき)	使えなくなった保険証、 本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)





## ▶いろいろな給付制度と一部負担金について

### 国民健康保険の給付とは

病気やケガをして病院で診療を受けたとき、また出産や死亡があったとき、国民健康保険の加入者は保険による診療や現金の給付を受けられます。

### 療養の給付

病院・診療所の窓口で保険証を提示すれば、一部負担金(医療費の3割。70歳以上の人は2割または3割、義務教育就学前までは2割)を支払うだけで診療が受けられます。

### 入院時食事療養費

入院の食事に係る費用のうち、1食当たり460円(町県民税非課税世帯などは210円)を負担していただき(標準負担額)、残りを「入院時食事療養費」として国保で負担します。

### 入院生活療養費

療養病床(※1)に入院する65歳以上の人は、食費と居住費に係る費用のうちの標準負担額を負担していただき、残りは「入院時生活療養費」として国保で負担します。

※1 療養病床に該当するかどうかは、医療機関にお問い合わせください。

## ▶療養費の支給(全額を自己負担したとき)

次のような場合は、いったん全額自己負担となります。後日、保険証・印鑑・申請書・領収証など必要書類を添えて申請してください。詳しくは、担当窓口へお尋ねください。

- 旅先の急病などで保険証を使わずに診療を受けたとき
- 手術などで輸血に用いた生血代(医師が必要と認めた場合)
- 医師が治療上必要と認めたコルセットなどの補装具代がかかったとき
- はり、きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき(医師の同意が必要)
- 骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
- 海外渡航中に診療を受けたとき(治療目的の渡航は除く)

## ▶交通事故などにあつたとき

交通事故など第三者行為によるケガや病気の時でも、届出により国保で病院にかかることができます。ただし、加害者から治療費を受け取っていたり、示談を済ませたりすると国保が使えなくなります。示談の前に必ず担当窓口へご相談ください。

## ▶医療費が高額になったとき

1カ月(同じ月内)の医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。自己負担限度額は年齢や所得区分、支給回数により異なります。詳細は、担当窓口へお尋ねください。

### 限度額適用認定証

あらかじめ国保担当窓口へ申請し、交付された「限度額適用認定証」を病院などの窓口で提示することで限度額までの支払いとなります。(ただし、国保税に滞納がある時は交付できない場合があります。)

## ▶出産育児一時金

国民健康保険の加入者が出産したとき、出産育児一時金が支給されます。(国保から医療機関へ出産費用が直接支払われる制度があります(直接支払制度))

## ▶葬祭費の支給

国民健康保険の加入者が死亡したとき、葬祭を行なった人(喪主)に対し2万円が支給されます。

## ▶はり・きゅう補助施設利用券

町の国保加入者で、はり・きゅうの施術を受ける場合、1回の施術につき千円を町が負担します。(一世帯当たり年間60枚)

利用を希望する人は、担当窓口で申請してください。ただし、国保税の滞納がある場合は利用できません。

## ▶人間ドック費用補助

町の国保加入者で、30歳~74歳までの人が人間ドックを受ける場合、その費用の一部を助成します。(上限2万5千円)ただし、国保税の滞納がある場合は補助を受けることができません。

給付の詳細や手続方法は、担当窓口へお尋ねください。



## ▶加入する人

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の人は、原則として国民年金に加入しなければなりません。

国民年金の加入者(被保険者)は、次の3種類に分けられます

- ①第1号被保険者…自営業、自由業、学生など(厚生年金などに加入されていない人)
- ②第2号被保険者…会社員・公務員など(厚生年金などに加入されている人)
- ③第3号被保険者…会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

次のような人は、希望により国民年金に加入できます(任意加入被保険者)

- ①日本国内に居住している60歳以上65歳未満の人
  - ②海外に居住している20歳以上65歳未満の日本人
- ※ただし、老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている人および第2号被保険者は任意加入できません。

## ▶主な届出など

こんなとき	手続きに必要なもの
20歳になったとき(厚生年金などの加入者は除く)	加入手続きは不要ですが、誕生日のおおむね2週間以内に日本年金機構から「国民年金加入のお知らせ」や「国民年金保険料納付書」などが郵送されます。「基礎年金番号通知」は後日別送されます。
会社員や公務員になったとき(厚生年金などに加入したとき)	事業主が行いますので、役場での手続きは不要です。
勤め先を退職したとき(厚生年金などをやめたとき)	年金手帳または基礎年金番号通知書、退職した年月日が分かるもの(離職票など)
厚生年金などに加入している配偶者に扶養されなくなったとき(離婚、死別、収入が増えたとき)	年金手帳または基礎年金番号通知書、扶養されなくなった年月日が分かるもの
任意加入するとき、やめるとき	年金手帳または基礎年金番号通知書、引落を希望する口座の通帳、通帳の届出印
年金手帳または基礎年金番号通知書をなくしたとき(1号被保険者)	本人確認書類(免許証など) ※2・3号被保険者は勤務先または年金事務所での手続きとなります。
学生納付特例を申請するとき	年金手帳または基礎年金番号通知書、学生証または在学証明書
保険料の納付が困難なとき(免除・納付猶予申請をするとき)	年金手帳または基礎年金番号通知書、離職票など

## ▶国民年金保険料

保険料は、20歳から60歳までの40年間納めることになっています。

「第1号被保険者」は自分で納める必要があり、「第2・3号被保険者」は直接納める必要はありません。

## 定額保険料

※毎年変わります  
月額 16,520円(2023年度分)

## 付加保険料

月額 400円(第1号被保険者のうち希望される人)

## ▶国民年金保険料の納付の方法など

口座振替・クレジットカード(手続きが必要です)、日本年金機構から送付された納付書により、金融機関またはコンビニエンスストアなどで納めてください。

## ▶さまざまな制度

## 前納割引制度

2年前納や1年前納、6力月前納、口座振替による当月振替により、保険料が割引される制度です。

## 免除制度

保険料を納めることが困難な人は、申請により納付が免除されます。(免除には、全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除があります。本人、配偶者、世帯主の所得制限あり)

## 納付猶予制度

保険料を納めることが困難な20歳以上50歳未満の人は、申請により納付が猶予されます。(本人、配偶者の所得制限あり)

## 学生納付特例制度

学生の場合(指定された学校などに限る)、本人の所得が一定基準以下であれば申請により保険料の納付が猶予されます。

## ▶支給される年金

種類	支給条件
老齢基礎年金	保険料を10年以上納付(免除期間も含まれます)した人が、65歳になったとき
障害基礎年金	20歳前や国民年金に加入中または、60歳から65歳の間に初診のある病気やけがで障がい状態になったとき
遺族基礎年金	一定の保険料を納付した人や、年金を受けられる資格期間のある人が死亡したとき(支給要件があります)
死亡一時金	36月以上保険料を納付した人が、何も年金を受けずに死亡したとき
寡婦年金	年金を受けられる資格期間のある夫が、年金を受けずに死亡したとき

※詳細は、熊本西年金事務所へお尋ねください。  
(☎353-0142)





# 子育て・教育

## 母と子の健康

問 健康・保険課 ☎232-4912

### ▶妊娠したら

対象者	種類	内容	その他
妊婦	母子健康手帳交付	妊娠届出書・個人番号(通知)カード・本人確認証・印鑑・通帳を持参してください。保健師や管理栄養士、助産師が妊婦さんの体調を聞きながら、心配事などの相談・指導も行います。	母子健康手帳は、妊娠初期から母子の健康や成長・発達、予防接種などの記録になります。
	妊婦健康診査受診票交付	母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査の受診票(補助券)を交付します。	県外の医療機関や国立病院機構熊本医療センター、助産所で受診する際は、一旦健康診査費用を支払った後、費用助成の申請が必要となります。
	妊婦歯科健診受診票交付	母子健康手帳交付時に、妊婦歯科健診の受診票を交付します。	母子健康手帳・受診券を持参のうえ、町内委託歯科医院で受診してください。(事前に予約が必要になります。)

### ▶子どもが生まれました

種類	対象者	内容
赤ちゃん訪問	2カ月児	①保健師・助産師・看護師による相談 ②体重測定など ※早めの訪問や町外への訪問を希望する人はご相談ください。
3～4カ月児健診	3～4カ月児	①医師による診察 ②身長・体重など測定 ※出生月の翌月末に、ご自宅に送付します。
6～7カ月児健診	6～7カ月児	①医師による診察 ②身長・体重測定 ③保健師や管理栄養士・歯科衛生士による相談 ※対象者へ健診の1カ月前に個別通知をします。
1歳6カ月児健診	1歳7カ月児	①医師による診察 ②歯科医師による診察 ③身長・体重測定 ④保健師や管理栄養士・歯科衛生士による相談 ⑤希望者へのフッ化物塗布 ⑥希望者への専門家による発達相談(別日) ※対象者へ健診の1カ月前に個別通知をします。
3歳児健診	3歳1カ月児	①医師による診察 ②歯科医師による診察 ③身長・体重測定 ④保健師や管理栄養士・歯科衛生士による相談 ⑤尿検査 ⑥視力・屈折検査 ⑦希望者への専門家による発達相談(別日) ※対象者へ健診の1カ月前に個別通知をします。
1歳児セミナー	1歳1カ月児	①保健師や管理栄養士、歯科衛生士による相談 ②身長・体重測定 ③希望者へのフッ化物塗布 ※対象者へセミナーの1カ月前に個別通知をします。
すこやか子育て相談	乳児と保護者	①保健師・管理栄養士、歯科衛生士による相談 ②身長・体重測定など ※母子健康手帳を持参ください。 相談日は菊陽町健康カレンダーでご確認ください。



予防接種は、病気に対して免疫(抗体)をつけるためのもので、感染症から命を守るための効果の高い手段の一つです。町から配付している予防接種手帳や予防接種予診票つづりの説明をよく読んで、予防接種について正しく理解した上で、お父さんの体調が良いときに接種しましょう。

- ▶ 接種時は、**母子健康手帳、予診票**を持って行きましょう。
- ▶ 予診票：出生月の翌月末に、ご自宅に送付します。  
転入した時や紛失したときは、健康・保険課でお渡しします。  
**必ず母子健康手帳と印鑑をお持ちください。**  
※郵送で交付もできます。健康・保険課までお問い合わせください。

▶ **定期の予防接種** (接種費用：指定医療機関での接種は無料。ただし対象年齢を過ぎた場合は全額自己負担)

予防接種名	対象者
ロタ	
├ロタリックス	出生6週0日後～24週0日後
└ロタテック	出生6週0日後～32週0日後
ヒブ(インフルエンザ菌b型)	生後2カ月～5歳に至るまで
小児用肺炎球菌	生後2カ月～5歳に至るまで
B型肝炎	生後1歳に至るまで
四種混合(ジフテリア・百日咳・破傷風・不活化ポリオ)	生後2カ月～7歳6カ月に至るまで
BCG	1歳に至るまで
MR(麻しん風しん混合)	【1期】1歳～2歳に至るまで 【2期】小学校入学前の1年間
水痘(みずぼうそう)	1歳～3歳に至るまで
日本脳炎	第1期：生後6カ月～7歳6カ月に至るまで 第2期：9歳以上13歳未満
二種混合(DT：ジフテリア・破傷風)	11歳以上13歳未満
HPV(子宮頸がん予防)ワクチン※1	小学校6年生～高校1年生相当の女子

※1：HPVワクチンは、平成25年6月14日から積極的な接種勧奨を差し控えていましたが、令和4年4月から積極的な推奨が再開しました。

▶ **任意の予防接種** (接種費用：指定医療機関での接種は一部補助あり)

予防接種名	備考
インフルエンザ	詳細は広報、町ホームページに掲載予定



## 子どもの福祉

問 子育て支援課 ☎232-2202 健康・保険課 ☎232-4912 福祉課 ☎232-4913

### ▶児童手当

対象者	支給月額		問い合わせ先
中学校修了までの子どもを養育している人	3歳未満	一律 15,000円	子育て支援課 ☎232-2202
	3歳～小学校修了まで	第1・2子 10,000円	
	3歳～小学校修了まで	第3子以降 15,000円	
	中学生	一律 10,000円	
	特例給付(所得制限者)	児童1人につき 5,000円	

支給時期：毎年6月、10月、2月にそれぞれの前月分までの手当てを支給します。

認定請求：子どもが生まれたり、他市町村から転入したとき、公務員でなくなった場合などは町に「認定請求書」の提出(申請)が必要です。請求者が公務員の場合は、勤務先での申請となります。

児童手当は申請した日の翌月の手当から支給されるため、誕生日や転出予定日などの異動日と同月中に申請してください。ただし、異動の日の翌日から15日以内に申請すれば、特例で申請月から支給します。

申請に必要なもの：請求者の健康保険証、請求者名義の通帳またはキャッシュカード、請求者および配偶者の個人番号が分かるもの(個人番号カード、通知カードなど)、印鑑など

※児童を養育している人の所得が、所得上限限度額以上の場合、児童手当などは、支給されません。支給がされなくなったあとに、所得が限度額を下回った場合は、改めて認定請求書の提出が必要です。

### ▶子ども医療費助成

対象	助成内容	問い合わせ先
町内に住所がある0歳～高校3年生の子ども	病気やけがで健康保険が適用になる診療を受けた場合の医療費の自己負担額を助成します。 ※健康保険から給付される高額療養費および付加給付がある場合には差し引き助成となります。	健康・保険課 ☎232-4912

### ▶養育医療費給付

対象者	助成内容	問い合わせ先
指定医療機関の医師が養育のための入院治療を必要と認めた乳児(1歳未満)に対して養育医療の給付を行います。	保険診療による入院医療費の自己負担分を助成します。	健康・保険課 ☎232-4912



子育て・教育

## ▶ 児童扶養手当

ひとり親家庭や、父母がいらないため父母以外の方が児童を養育する場合などに手当を支給します。手当を受給するためには申請手続きが必要です。

対象者	支給月額(※2023年4月時点)		
	全部支給	一部支給	
次の条件に当てはまる、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める程度の障害の状態にある場合は20歳未満の児童)を監護している母、父、または父母にかわってこれらの児童を養育している人 ● 父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童 ● 父または母が死亡した児童 ● 父または母が重度の障害の状態にある児童 ● 父または母の生死が明らかでない児童 ● 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童 ● 父または母がDV防止法の規定による保護命令を受けた児童 ● 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ● 母が婚姻によらないで出産した児童 ※児童を養育している人や扶養義務者の所得が所得上限限度額(扶養親族人数により異なります)以上の場合、支給対象の人となり、手当はありません。	児童1人のとき	44,140円	44,130円～10,410円
	児童2人のとき	10,420円加算	10,410円～5,210円加算
	児童3人目以降	1人につき6,250円加算	1人につき6,240円～3,130円加算

※児童扶養手当の額は、物価の変動などに応じて毎年額が改定されます。(物価スライド制)

## 手当の支給時期

奇数月の11日(支給日が出(日)祝の場合は、その直前の金融機関営業日)に前月分と前々月分の2月分を支給

## ▶ ひとり親家庭等医療費助成制度

対象者	助成額	問い合わせ先
町内に住所を有するひとり親家庭の父または母およびその者に扶養されている児童、父母のない児童 (1)父または母…児童の20歳の誕生日月末まで (2)児童…18歳になって最初の年度末まで ※ただし、子ども医療助成制度優先 ※児童扶養手当と同じ所得制限あり	保険診療分の一部負担金の支払額の3分の2を助成します。 ※加入保険による付加給付などがあるときは、その額を控除した額の3分の2に相当する額を助成します。	子育て支援課 ☎232-2202

## ▶ その他ひとり親家庭などのための支援

種類	内容	問い合わせ先
自立支援教育訓練給付金	資格取得を目指すひとり親家庭の父・母に対し、指定対象講座を受講した場合の受講費の一部を支給します。	菊池福祉事務所 ☎0968-25-0689
高等職業訓練促進給付金	資格取得を目指すひとり親家庭の父・母に対し、養成機関で修業中の生活費などを支援します。	
母子父子寡婦福祉資金貸付	母子家庭、父子家庭および寡婦の生活の安定と児童の福祉向上を図るため、各種資金を低利または無利子で貸し付けを行っています。	
JR通勤割引制度	児童扶養手当を受給している人とその他世帯員や生活保護世帯の人がJRの通勤定期乗車券が3割引で購入できます。	子育て支援課 ☎232-2202

種類	内容	備考																		
地域子育て支援センター	子育てに対する不安や悩みを解消するために、気軽に集まって育児の相談や情報交換のできる場所です。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子育て支援センターひかりっこ 光の森町民センターキャロップ内 ☎237-6575</li> <li>●ラビットくらぶ(元気の森ラビット保育園) ☎288-5808</li> <li>●ミニキャロットクラブ(光の森キャロット保育園) ☎233-0098</li> </ul>																		
つどいの広場	子育て中の親とその子ども(おおむね0～3歳)が気軽に集い、子育ての不安や悩みを共有し合う仲間と打ち解けた雰囲気の中での交流や担当職員による育児相談などもできます。	つどいの広場ぴーす(ふれあい交流・福祉支援センター内) ☎337-6830 利用日:(月)水(金) 利用時間:午前10時～午後4時																		
児童館	児童の健康推進や情操を豊かにすることを目的に、児童に健全な遊びを提供し、乳幼児親子活動を行っています。	武蔵ヶ丘児童館 ☎227-7200 利用日:月曜日～土曜日 利用時間:午前9時～午後5時																		
一時保育	保護者の就労・疾病・家族の介護・看護・冠婚葬祭などの理由により保育できない就学前の乳幼児を、一時的に保育します。	<p>《対象児童》 町在住の0歳児(生後6カ月)から6歳児(就学前)であって、預かり保育を必要とする乳幼児</p> <p>《利用料》1,500～1,800円/日(給食費込み) 900～1,800円/時間(給食費込み)</p> <p>《問い合わせ先》各保育園(町認可保育施設参照)</p>																		
病後児保育事業	保護者の就労などの理由で、保育所や家庭における安静な療養が困難な状況にある病気の子どもの預かり保育を行なう施設です。	<p>病後児保育室「こあら」、「ゆーかり」</p> <p>《対象児童》 菊陽町・熊本市に在住または保護者が町内に勤務している世帯の、おおむね12歳(生後6カ月)から小学校6年生)までの児童で、病気の回復期にあるが集団保育が困難な児童 ※必ず病院での受診をして、病後児保育連絡票の提出が あってからのお預かりになります。 利用にあたっては事前登録、前日までに予約が必要です。</p> <p>《利用料》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>利用時間</th> <th>幼・保入所児</th> <th>未就園児・小学生</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">町内在住</td> <td>5時間未満</td> <td>500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>5時間以上</td> <td>1,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">町内勤務者・熊本市在住</td> <td>5時間未満</td> <td>1,000円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>5時間以上</td> <td>2,000円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>《問い合わせ先》 病後児保育室「こあら」(ふれあい交流・福祉支援センター内) ☎337-6876 病後児保育室「ゆーかり」(菊陽中部クリニック2階) ☎237-7785</p>		利用時間	幼・保入所児	未就園児・小学生	町内在住	5時間未満	500円	1,000円	5時間以上	1,000円	2,000円	町内勤務者・熊本市在住	5時間未満	1,000円	1,000円	5時間以上	2,000円	2,000円
	利用時間	幼・保入所児	未就園児・小学生																	
町内在住	5時間未満	500円	1,000円																	
	5時間以上	1,000円	2,000円																	
町内勤務者・熊本市在住	5時間未満	1,000円	1,000円																	
	5時間以上	2,000円	2,000円																	
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を受けたい人(利用会員)と援助を行なう人(協力会員)による会員登録制の相互援助活動です。原則として、子どもを預かる場所は協力会員宅になります。 《主な活動》 ●保育施設、学校などの送迎 ●保育施設、学校が休みのときの預かり ●保護者が病気や、急用などの場合の預かり ●他の子どもの学校行事の際の預かり ●病児・病後児の預かり	<p>《対象児童》 町内に住所を有し、おおむね生後3カ月から12歳までの児童</p> <p>《利用料》 利用する時間帯によって異なります。また、利用にあたっては事前の登録が必要です。</p> <p>《問い合わせ先》 菊陽町ファミリー・サポート・センター事務局 ☎232-4824</p>																		
放課後児童クラブ	保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後や夏休みなどに適切な遊びや生活の場を提供します。	利用定員や利用料などは下記にお問い合わせください。 《問い合わせ先》 NPO法人 子育てサポート学童クラブきくよう事務局 (福祉支援センター2階) ☎237-6835																		



こども総合相談室では、臨床心理士や精神保健福祉士、保健師、保育士などの専門資格を有する職員が、主に18歳までの子どもに関するさまざまな相談をお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

- 相談例**
- 学校生活が不安・・・
  - 勉強が難しい。
  - 友達や家族との関係がうまくいかない・・・
  - 子どもの行動が気になる・・・
  - 子育てで情報がほしい・・・
  - 子育てが心配・・・
  - 産前・産後に気分の落ち込みがある。

**対象者** 子ども本人、保護者、関係者など、どなたでも。

**相談日** 月曜から金曜日(祝祭日を除く)

**受付時間** 午前9時から午後5時

**場所** 防災センター3階(役場本庁舎北側)

**その他** 原則予約制となりますので、事前にお問い合わせください。

## 認可保育施設・認定こども園

問 子育て支援課 ☎232-2202

### 保育所

保護者の就労、病気療養、家族の介護や出産など、なんらかの理由で児童の保育ができないとき保護者に代わって保育をする施設です。

そのため「集団保育をさせたい」「友達をつくりたい」などの理由では入所できません。

### 認定こども園

教育・保育を一体的に行なう施設で、保育施設と幼稚園の機能を併せ持つところです。

保育部門で利用している保護者が、利用がなくなっても、教育部門(幼稚園)での利用に切り替えることで、施設が変わることなく利用ができることも大きな特徴です。

※定員などの理由により切り替えできない場合もあります。

保育部門で利用希望する人は子育て支援課での申し込みが必要です。教育部門(幼稚園)で利用を希望する人は、各認定こども園へ直接お申し込みください。

### 地域型保育事業所

町には、地域型保育(事業所内保育所・小規模保育所・家庭的保育室)があります。

対象児童は2歳まで(年度途中で3歳になった児童は年度末まで可)です。

地域型保育事業所は小規模で行うため、保育者が児童一人ひとりと接する機会が多く、より家庭に近い環境で子どもの成長を見守ります。

## ▶教育・保育給付について

保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園(新制度移行の幼稚園に限る)を利用される人は、申し込みにあわせて「利用のための認定」を受ける必要があります。

### 1号認定 教育標準時間認定

児童が満3歳以上で、幼稚園などの教育を希望する場合

**利用可能施設** 幼稚園(新制度移行の幼稚園)・認定こども園(教育部門)

### 2号認定 満3歳以上・保育認定

児童が満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育施設を希望する場合

**利用可能施設** 保育所・認定こども園(保育部門)

### 3号認定 満3歳未満・保育認定

児童が満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育施設を希望する場合

**利用可能施設** 保育所・認定こども園(保育部門)・地域型保育事業所

## ▶教育・保育の必要量(施設の利用可能な時間)について

### 現1号認定 教育標準時間

おおむね4時間(施設によって異なります)

### 現2号・3号認定

	施設の利用可能時間
保育標準時間	最長11時間
保育短時間	最長8時間





保護者が就労、出産、疾病などの理由で、子どもの保育ができないと認められるときに、保育所などで保育します。

▶ 町内の保育所など

		施設名	所在地	電話番号	定員	
保育所	町立	なかよし園	久保田1230番地 1	☎232-2762	50	
		みどり園	原水2050番地 1	☎232-0452	100	
	認定こども園	私立	光の森キャロット保育園	光の森7丁目16番地 2	☎233-0098	100
			こうのとり保育園	原水5666番地22	☎285-4651	100
			優貴保育園	原水1462番地	☎232-8977	90
			元気の森ラビット保育園	武蔵ヶ丘北3丁目1番31号	☎288-5808	100
			三里木保育園	津久礼2313番地 1	☎285-1105	90
			津久礼ヶ丘保育園	津久礼2番地 4	☎288-6591	120
			げんき保育園	沖野2丁目18番 2号	☎282-8460	100
			もみじ園	原水5208番地11	☎232-2009	90
			白菊保育園	曲手499番地 1	☎232-2770	90
			さくら園	津久礼408番地	☎232-2763	70
			光の森武蔵ヶ丘保育園	武蔵ヶ丘3丁目50番 2号	☎337-4651	100
認定こども園	私立	尚絅大学附属こども園	武蔵ヶ丘北2丁目8番 1号	☎338-6771	幼稚園部分 200 保育所部分 90	
		認定こども園 美鈴幼稚園	武蔵ヶ丘北3丁目1番35号	☎338-6158	幼稚園部分 240 保育所部分 70	
		白鈴こども園	新山1丁目2番32号	☎232-2764	100	
		保育事業所 小規模	あゆむ保育園	津久礼2386番地 1	☎233-0785	19
保育事業所 事業所内	べる保育園	武蔵ヶ丘北2丁目9番21号	☎245-6549	19		
	こども園てんとむし	津久礼2416番地10	☎232-0909	19		
家庭的 保育室	くまりはキッズガーデン	曲手760番地	☎233-2720	7		
	菊陽ぼっぼ保育園	原水5587番地	☎232-3174 (内657)	7		
	家庭的保育室シェ・ヌヌ	津久礼2158番地24	☎237-7892	5		
		あんよ保育室	津久礼2395番地 2	☎080-2770-6964	5	

※くまりはキッズガーデン及びぼっぼ保育園の定員は、従業員の子ども分を除いた受け入れ人数(予定)です。

▶ 一時保育

認可保育施設へ入所していない就学前の乳幼児を、保護者の疾病、家族の看護、災害、冠婚葬祭などの理由により保育できない場合に一時的に保育する事業です。1力月あたり12日以内(1日8時間以内)の利用が可能です。事前に保育施設へ申し込みが必要です。利用料は施設によって異なり、実施していない保育施設もあります。そのため、詳細は、各施設へお問い合わせください。

▶ 一時保育対象施設

- みどり園
- 光の森キャロット保育園
- 元気の森ラビット保育園
- 三里木保育園
- 津久礼ヶ丘保育園
- 菊陽ぼっぼ保育園
- 家庭的保育室シェ・ヌヌ



## ▶保育を必要とする事由

2号・3号の認定を受け、保育を希望する場合は、保護者のいずれもが、次の事由に該当することを証明する必要があります。

- ①就労(*1)
- ②就学(職業訓練校など)(*1)
- ③妊娠・出産予定(*2)
- ④病気やケガ、心身の障がい(*3)
- ⑤親族の看護
- ⑥災害復旧
- ⑦求職活動(*4)
- ⑧虐待やDVのおそれ
- ⑨育休中に既に保育施設を利用している児童の継続利用(*5)
- ⑩町長が①～⑨に類する状態と認める場合

- *1 「就労」「就学」は、1カ月あたり、52時間以上の就労もしくは同程度の就学の状態をいいます。
- *2 利用可能な期間は、産前2カ月産後3カ月となります。
- *3 病気・ケガ・障がいの場合は、身体障害者手帳などの写しや、家庭での保育が困難なことがわかる診断書が必要です。
- *4 求職活動で入所した場合は、入所日から3カ月以内に就労を開始する必要があります。
- *5 育児休業対象児童が満1歳に達する日の月末までに復職することが条件になります。

## ▶申し込みについて

保育所 地域型保育事業所 認定こども園 (保育部門)	新年度4月入所の申し込みは、入所前年の11月頃から募集します。(募集開始前に、広報紙やHPでお知らせします) 年度途中入所の申し込みを希望する場合は、入所希望月によって受付期間が異なりますので、子育て支援課へお問い合わせください。 申し込み：子育て支援課 ☎232-2202
認定こども園 (教育部門)	入所を希望する場合は、各施設へ直接お問い合わせください。 申し込み：各施設
幼稚園 (旧制度含む)	
認可外保育施設	

## ▶利用者負担(保育料)

入所児童の父母の町民税の課税状況で算定します。なお、父母の所得割率が非課税の場合は、同居の祖父母いずれか一方の最も高い所得割額で算定する場合があります。

- 4月～8月の保育料…前年度の町民税所得割額
- 9月～3月の保育料…当該年度の町民税所得割額

## ▶幼児教育・保育の無償化について

令和元年10月1日より、原則3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する子どもの利用料が無償化されました。無償化の対象や条件は下記の通りになります。(*1)

### 幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)を利用する人 (1号・新1号認定)

満3歳以上から利用料は無償。(*2)

### 1号・新1号認定に加えて預かり保育を利用する人 (新2・3号認定)

- ① 3～5歳児クラスは、「保育の必要な事由」に該当する場合に11,300円/月まで無償。
- ② 満3歳児クラスは「保育の必要な事由」に該当する町民税非課税世帯のみ16,300円/月まで無償。

### 認可保育所・認定こども園(保育所部分)を利用する人 (2・3号認定)

- ① 3歳児クラスから無償。
- ② 3歳未満のクラスは町民税非課税世帯のみが無償。

### 認可外保育施設などを利用する人 (新2・3号認定)

- ① 3～5歳児クラスは、「保育の必要な事由」に該当する場合は3万7千円/月まで無償。
  - ② 0～2歳児クラスは「保育の必要な事由」に該当する町民税非課税世帯のみ4万2千円/月まで無償。
- ▶これらのサービスや給付を受けるためには、事前に給付認定が必要となります。
- *1 副食費など実費相当分の負担はあります。
- *2 旧制度の幼稚園は25,700円/月までを上限に無償。



▶ 小・中学校への入学

小学校

新入学児童(前年4月2日からその年の4月1日までの1年間に満6歳になった子ども)のいる保護者あてに、入学する前年の9月末までに「就学予定者に対する就学時の健康診断の実施について」を郵送します。健康診断の日程を確認し、必ず受診してください。また、入学する年の1月末までに保護者あてに「入学通知書」を郵送します。通知書が届かない場合は、学務課に連絡してください。

中学校

小学校と同様に、入学する年の1月末までに新入学生徒の保護者あてに「入学通知書」を郵送します。通知書が届かない場合は、学務課に連絡してください。

▶ 転校するとき

町に転入するとき

町民課で転入手続きをしてください。その後、学務課から「転入学通知書」をお渡ししますので、転出元の学校から発行された「在学証明書」「教科用図書給与証明書」と一緒に町で指定された学校に持参し、転校の手続きをしてください。

他の市町村に転出するとき

町民課で転出手続きをしてください。その後、学務課から「転学通知書」をお渡しますので、転出元の学校に持参し、「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受け取って転出先の学校で転校の手続きをしてください。

町内で転校するとき

町民課で転居手続きをしてください。その後、学務課から「転学通知書」「転入学通知書」をお渡ししますので、まず、転出元の学校に「転学通知書」を持参し、転校の手続きをしてください。「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を受け取って、転入する学校に「転入学通知書」と一緒に持参し、転校の手続きをしてください。(学校区に変更がない転居のときは、学校での手続きはありません。)

▶ 障がいのある児童・生徒

障がいの種類や程度に応じた教育を行うために、特別支援学級、通級指導教室や特別支援学校(盲学校・ろう学校を含む)があります。入級・入学などは、学務課へお問い合わせください。

▶ 就学援助制度

経済的な理由により、町立小・中学校への就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費などの一部が援助される制度です。詳しくは、学務課または在籍する学校へお問い合わせください。

▶ 奨学資金の貸与

町では、高等学校・専修学校・大学などに進学する人で、経済的理由により就学が困難な学生・生徒に対して奨学資金を貸し付ける制度があります。

詳しくは、学務課へお問い合わせください。

▶ 町内の小・中学校

学校名	所在地	電話番号
菊陽中部小学校	津久礼411番地	☎232-2001
菊陽南小学校	曲手397番地	☎232-2002
菊陽北小学校	原水4652番地	☎232-0453
武蔵ヶ丘小学校	武蔵ヶ丘北1丁目2番1号	☎338-2132
菊陽西小学校	原水5666番地40	☎232-1745
武蔵ヶ丘北小学校	武蔵ヶ丘北3丁目5番2号	☎338-2500
菊陽中学校	久保田2563番地	☎232-2004
武蔵ヶ丘中学校	光の森1丁目3518番地	☎232-4110

適応指導教室(すぎなみ教室)

学校のこと、友達のこと、不登校など一人で悩まないで相談してください。

保護者からの相談も受けています。秘密は絶対に守りますので気軽にご相談ください。

相談日時 毎週月～金曜日 午前9時～午後3時  
菊陽町適応指導教室

①中央公民館内

フリーダイヤル 0120-797-437

②武蔵ヶ丘コミュニティセンター内

☎283-2711





# 福祉・介護・高齢者

## 障がい(者)福祉

問 福祉課 ☎232-4913

### ▶身体障害者手帳

身体の障がいの種類や程度を記載した手帳で、いろいろな支援を受けるときに必要です。

#### 手帳の交付対象となる障がい一覧

- 視覚障がい
- 聴覚障がい
- 平衡機能障がい
- 音声・言語機能障がい
- そしゃく機能障がい
- 肢体不自由
- 心臓機能障がい
- じん臓機能障がい
- 呼吸器機能障がい
- ぼうこう・直腸機能障がい
- 小腸機能障がい
- 免疫機能障がい
- 肝臓機能障がい

#### 申請に必要なもの

- 身体障害者手帳(交付・再交付)申請書
- 身体障害者診断書・意見書(※指定医師が作成したもの)
- 写真(横3cm×縦4cm)
- マイナンバーが分かる書類

### ▶療育手帳

おおむね18歳までの知的障がいのある人に交付する手帳で、いろいろな支援を受けるときに必要です。

#### 申請に必要なもの

- 申請書
  - 写真(横3cm×縦4cm)
  - 印鑑
  - マイナンバーが分かる書類
- ※申請後、県福祉総合相談所で面接があります。

### ▶精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人に交付する手帳で、いろいろな支援を受けるときに必要です。

#### 申請に必要なもの

- 申請書
- 医師の診断書または障害年金などの情報照会のための同意書
- 写真(横3cm×縦4cm)※任意
- マイナンバーが分かる書類

### ▶特別児童扶養手当

20歳未満で在宅の心身障がい児(施設入所中を除く)を持つ父母、養育者に手当を支給します(所得制限があります)。

#### 手当額 子ども一人につき

- 1級 月額53,700円(2023年度)
- 2級 月額35,760円(2023年度)

#### 必要なもの

戸籍謄本、身体障害者手帳、療育手帳、診断書(所定の用紙)、受給者名義の金融機関の通帳など

### ▶障害児福祉手当

重度の障がいのために日常生活で常に介護を必要とする20歳未満の人に支給します。ただし、施設に入所しているときは支給されません(所得制限があります)。

手当額 月額15,220円(2023年度)

#### 必要なもの

戸籍謄本、身体障害者手帳、療育手帳、診断書(所定の用紙)、受給者名義の金融機関の通帳など

### ▶特別障害者手当

重度の障がいのために日常生活で常に特別な介護を必要とする20歳以上の人に支給します。ただし、病院に3カ月以上入院しているときや施設に入所しているときは支給されません(所得制限があります)。

手当額 月額27,980円(2023年度)

#### 必要なもの

戸籍謄本、身体障害者手帳、療育手帳、診断書(所定の用紙)、受給者名義の金融機関の通帳など

### ▶重度心身障害者医療費助成

重度の障がいのある人が各種健康保険による診療を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成します(所得制限があります)。

#### 助成額

外来の場合	1カ月1医療機関ごとに1,020円を除いた額 助成額=(自己負担金)-(1,020円)
入院の場合	1カ月1医療機関ごとに2,040円を除いた額 助成額=(自己負担金)-(2,040円)
訪問看護に係る医療費	1カ月1訪問看護ステーションごとに1,020円を除いた額 助成額=(自己負担金)-(1,020円)

※介護保険は助成の対象ではありません。

#### 受給資格認定の手続に必要なもの

障害者手帳、健康保険証、本人名義の金融機関の通帳

### ▶自立支援医療(育成医療)

指定医療機関に入院または通院し、手術などの治療を行う障がいのある児童に、医療の給付を行います(被保険者の税額により、一部負担があります)。

必要なもの 医師の意見書、健康保険証、印鑑、マイナンバーが分かる書類など



## ▶ 自立支援医療(更生医療)

身体障害者手帳を持っている18歳以上の人が障がいを軽くしたり、障がいの進行を防いだり、または取り除いたりして、日常生活を容易にするために必要な医療費(手術、人工透析など)を給付します。

原則、1割は自己負担です。市町村民税額が一定以上のときは対象とならない場合があります。

**必要なもの** 身体障害者手帳、医師の意見書、健康保険証、印鑑、マイナンバーが分かる書類など

## ▶ 自立支援医療(精神通院)

精神疾患のために通院中の人の通院医療費を給付します。

原則、1割は自己負担です。市町村民税額が一定以上のときは対象とならない場合があります。

**必要なもの** 医師の意見書、健康保険証(同一保険加入者分)、印鑑、マイナンバーが分かる書類など

## ▶ 補装具

体が不自由な人の機能を補うための義肢、装具、車いす、補聴器、眼鏡などの購入または修理に係る費用を一部助成します。

## ▶ 障害福祉サービス

- ※ 1 介護のサービスである「介護給付」と生活能力や仕事のスキルを身につける訓練を提供する「訓練等給付」の2つがあります。
- ※ 2 自己負担額は原則1割ですが、世帯の収入状況により月額負担上限額が設定されます。

区分	種類	内容
介護給付	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事、通院などの介護や家事の支援を行います。
	重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人に自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援など総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動時や外出先で視覚的情報の支援や移動の援護、介護を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護介護および日常生活の世話をを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間施設で、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間を含め施設で、入浴、排泄、食事の介護などを行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。
	施設入所支援	施設での日中以外の介護、居住の場の支援を行います。
訓練等給付	自立訓練(生活訓練・機能訓練)	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	宿泊型自立訓練	夜間や休日に、居室などの設備を使いながら、家事などの日常生活能力を向上させる訓練や生活相談などを行います。
	就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型・B型)	一般企業などで就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識や能力のために必要な訓練を行います。

原則、1割は自己負担です。市町村民税額が一定以上のときは対象とならない場合があります。必ず、購入または修理前にご相談ください。

**必要なもの** 身体障害者手帳、医師の意見書、見積書、印鑑、マイナンバーが分かる書類など

## ▶ 日常生活用具

身体障がい者または障がい児が日常生活の利便を図るために必要な用具の費用を一部助成します。

原則、1割は自己負担です。市町村民税額が一定以上のときは対象とならない場合があります。

介護保険の対象者で介護保険で給付や貸与を受けられる場合は対象外となります。必ず、事前にご相談ください。

**必要なもの** 身体障害者手帳、見積書、印鑑、マイナンバーが分かる書類など

## ▶ 障害者住宅改造費助成

自宅で生活する障がいのある人が、住宅を住みやすいように改造するための費用の一部を助成します(所得制限があります)。必ず、事前にご相談ください。



訓練等給付	共同生活援助(グループホーム)	共同生活の場所で相談や日常生活上の援助を行います。
	就労定着支援	就労移行支援などを利用した後、一般就労した人に対する就労に伴う支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設や共同生活援助事業所などに居住していた人が、地域での生活を行う際に必要な支援を行います。

## ▶障害児通所支援

- ※1 障がいのある児童や療育を必要とする児童に対し、その児童の年齢や状態に応じた療育を受けることができる施設利用の支援サービスです。
- ※2 自己負担額は原則1割ですが、世帯の収入状況により月額負担上限額が設定されます。

サービスの種類	内容
児童発達支援	未就学の障がい児に対する日常生活に係る基本的動作の指導などを行います。
医療型児童発達支援	医学的管理の必要な障がい児に対する日常生活に係る基本的動作の指導や治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や学校の休業日など就学中の障がい児に生活能力の向上のために必要な訓練などを行います。
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活適応のための専門的な支援などを行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出することが著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して日常生活に係る基本的動作の指導などを行います。

## ▶地域生活支援

障がいのある人が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、地域の特性や利用する人の状況に応じてサービスを受けることができます。

サービスの種類	内容
移動支援	屋外での移動が困難な障がいのある人の外出支援を行います。自己負担額は利用料の1割です。
日中一時支援	障がい者または障がい児の日中における活動の場を確保し、障がい者などの家族の就労支援および日常介護している家族の一時的な負担を軽減します。自己負担額は利用料の1割です。
訪問入浴サービス事業	在宅で入浴が困難な一定の障がい者または障がい児を対象に、移動入浴車により利用者宅を訪問し入浴サービスを行います。自己負担は利用料の1割です。
意思疎通支援	聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記などを行う者を派遣します。利用料は無料です。
自動車改造費の助成	身体障がい者本人が運転する自動車の改造に直接要した費用の3分の2(限度額10万円)を助成します。
自動車運転免許取得費用の助成	障がい者本人が運転するための自動車運転免許の取得に直接要した費用の3分の2(限度額10万円)を助成します。

## 相談窓口

### ▶相談支援事業

- 障がい者や障がい児、その保護者を対象に日常生活や障害福祉サービス、障害児通所支援事業の利用などについて、専門職員が相談をお受けします。また、申請をするときの支援や調整なども行います。

事業所名	住所	電話番号
相談支援センター[SUN]	久保田2596番地	☎227-7010
きくよう地域生活支援センター	原水5587番地	☎232-8518
基幹相談支援センター[haru]	久保田2800番地(福祉課内)	☎080-1542-1741

### ▶障害者虐待防止センター

- 虐待を受けていると思われる障がい者を発見した人や虐待を受けていると思われる人は、菊陽町障害者虐待防止センターへお知らせください。

通報・相談先	
菊陽町障害者虐待防止センター(福祉課内)	☎232-4913



## 生活支援

### ▶生活保護制度

問 福祉課 ☎232-4913

生活に困窮している人の最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長するのが目的です。福祉課地域福祉係または菊陽町社会福祉協議会にご相談ください。

### ▶生活保護のしくみ

生活保護は、世帯の人数や年齢などにより、国が定めた基準による月ごとの最低生活費と、世帯の総収入とを比べて、最低生活費より少ない場合に、その足りない分が保護費として支給されます。また、保護は原則として個人単位ではなく、世帯単位で適用されます。

#### 最低生活費

年金、児童扶養手当などの収入	支給される保護費
----------------	----------

収入としては、就労による収入、年金など社会保障給付、親族による援助などを認定します。

### ▶生活困窮者自立支援制度

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4832

経済的に困っている人、仕事に就けない人など生活や就労の悩みについての相談窓口です。相談員が話をお聞きし、課題を整理して、一緒に解決に向け支援します。

### ▶生活福祉資金

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4832

低所得世帯・高齢者世帯・障がい者世帯などで、この資金を活用することにより、経済的な自立と生活意欲の向上が図られる世帯に対し、資金を貸し付けます。ただし、連帯保証人が必要となります。また、母子父子寡婦福祉資金などの公的資金を借りることが可能な人や現住所が住民票と同一でない人などは貸付できないことがあります。

## 高齢者福祉

問 地域包括支援センター(介護保険課内) ☎232-2366

### ▶ふれあいサロン

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4824

各地域が主体となり、レクリエーションや軽体操、昼食交流、みんなで楽しめるゲームや談笑などの活動を行います。地域の人と交流ができる「ふれあいの場」として気軽にご参加いただけます。各地域で開催場所や日時が異なりますので、上記連絡先までお問い合わせください。

#### 実施日時・場所

月1回・地区公民館や集会所、町内施設

参加料金 昼食代程度

### ▶サロンリーダー講習会

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4823

ふれあいサロンを支えるボランティアを対象に制作や、軽作業、介護レクリエーションなどの講習を行います。

### ▶いきいき大学

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-3594

町の施設において、機能訓練とレクリエーションを通し、在宅高齢者の健康保持と生きがいづくり、仲間づくりを行います。

#### 実施日時・場所

月：南部町民センター、福祉支援センター

火：ふれあい交流・福祉支援センター

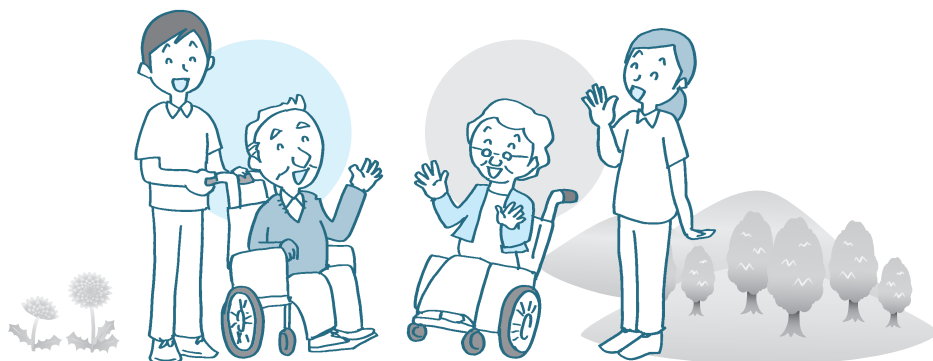
木：福祉支援センター

金：三里木町民センター、福祉支援センター

午前10時～午後3時

#### 利用料金

900円(昼食代・おやつ代含む)



## ▶ごきげんコール

### 問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4824

高齢者に対して、ボランティアが電話し、安否や健康状態の確認、孤独感の解消を行います。

#### 実施日時

週1回(月～水曜日のいずれかの)午前中

#### 利用料金

無料

## ▶キャロットサービス

### 問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4824

社会福祉協議会独自の住民参加型在宅福祉サービスで、家事支援、生活支援を受けたい人(依頼会員)と支援を行いたい人(協力会員)を結ぶ会員相互の福祉サービスです。

#### 利用料金

基本400円/30分以内

## ▶さんさん介護予防パートナー養成講座

### 問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4824

地域の運動教室などで、健康づくりのお手伝いをしていただくボランティアを養成する講座です。

#### 特記事項

活動場所は、地域や町が主催する介護予防運動教室です。詳しくは上記連絡先までお問い合わせください。

## ▶健康ウォーキング(ノルディックウォーキング)

### 問 菊陽町老人クラブ連合会 ☎232-8638

ノルディックスティックを使用し、講師の指導のもとウォーキングを通じた健康づくり活動を行います。

#### 実施場所

杉並木公園、ふれあい広場  
(雨天時は杉並木公園管理センター内)

#### 実施日時

月1～2回(第1、4水曜日)  
6～9月：午前9～10時  
10～5月：午前10～11時

#### 利用料金

200円(老人クラブ会員は100円)

#### 持ってくるもの

ノルディックスティック(貸出可)、飲み物、タオル、帽子、歩きやすい靴

## ▶緊急通報システム

### 問 地域包括支援センター(介護保険課内) ☎232-2366

発作を伴う疾患や転倒の危険性が高い高齢者を対象とし、急病や災害などの緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置の貸与を行います。

#### 利用料金

・設置費無料 ・通話料は自己負担

#### 特記事項

利用には条件がありますので、詳しくは上記連絡先までお問い合わせください。

## ▶配食見守りネットワークサービス

### 問 地域包括支援センター(介護保険課内) ☎232-2366

見守りの必要性が高い高齢者や買い物・調理が困難となった高齢者に、栄養バランスのとれた食事をお届けし、利用者の安否確認や健康・栄養状態の確認などの見守り活動を行います。

#### 実施日時

週5日以内(月～金曜日)で1日1食(昼食か夕食)

#### 利用料金

500円/1食

#### 特記事項

利用には条件がありますので、詳しくは上記連絡先までお問い合わせください。

## ▶高齢者の就業の促進

### 問 菊陽町シルバー人材センター ☎232-6276

シルバー人材センターは、定年退職者などの高齢層に、そのライフスタイルに合わせた軽易な業務やボランティア活動などの社会参加を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上と、活性化に貢献しています。





## ▶後期高齢者医療制度とは

後期高齢者医療制度とは、75歳以上の全ての人と65歳～74歳で一定の障がいの状態にあり、広域連合の認定を受けた人が加入する医療保険制度です。

運営主体は都道府県単位で、全ての市町村が加入して設置されている広域連合が行います。

## ▶主な届出

届出には下記の書類と本人確認書類(マイナンバーカード、免許証など)が必要です。

このようなとき	手続きに必要なもの
県外から転入したとき	負担区分証明書
県内の市町村から転入したとき	身分を証明するもの
転出するとき	保険証 通帳
住所・氏名が変わったとき	保険証
死亡したとき・葬祭費の申請のとき	死亡者の保険証 葬儀を行なったことを確認できる会葬礼状などが必要な場合があります。
保険証をなくしたとき	身分を証明するもの
生活保護を受けるようになったとき	生活保護開始決定通知書 保険証 通帳
生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書

## ▶所得による負担割合について

負担割合	負担区分	判定基準
3割	現役並み所得者Ⅲ	同一世帯に町県民税課税所得が690万円以上の被保険者がいる人
	現役並み所得者Ⅱ	同一世帯に町県民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者がいる人
	現役並み所得者Ⅰ	同一世帯に町県民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者がいる人
2割	一般Ⅱ	・同一世帯に町県民税課税所得が145万円以上の被保険者がいない人 ・現役並み所得者で「基準収入額適用」の要件を満たし、次の要件で対象となった人 ①被保険者が1人で「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が200万円以上の人 ②被保険者が2人以上で「年金収入+その他の合計所得金額」の合計が320万円以上の人
		一般Ⅰ
1割	低所得者Ⅱ	世帯の全員が町県民税非課税の人(区分Ⅰ以外の人)
	低所得者Ⅰ	世帯全員が町県民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得を80万円として計算)を差し引いたとき0円となる人

## ▶医療費が高額になったとき

1カ月(同じ月内)の医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。後期高齢者における高額療養費は、一度申請して振込口座を登録していただくことで、払い戻しの対象になった際に振り込まれる仕組みになっています。

※医療費には入院した時の食事代や差額ベッド代などは含まれず、これらは全額自己負担となります。

## ▶限度額適用認定証

負担区分が低所得者Ⅰ・Ⅱ、現役並み所得者Ⅰ・Ⅱの人はあらかじめ窓口で申請し、交付された「限度額適用認定証」などを病院の窓口で提示することで限度額までの支払いとなります。

## ▶療養の給付

▶医療機関の窓口で「保険証」を提示し、治療を受けることができます。

▶窓口で支払う費用(一部負担金)は外来・入院共に医療費の1割、または2割、現役並みの所得のある人は3割の負担となります。

## ▶療養費の支給(全額を自己負担したとき)

病院で受ける医療の他に次のものについても医療費が支給されます。

このようなとき	申請に必要なもの
急病などでやむを得ず医療保険証を持たずに病院にかかった場合	診療(調剤)内容の証明書 領収書 保険証 通帳
医師が必要と認めたコルセットなどの治療用装具	医師の診断書(または意見書) 領収書 保険証 通帳



## ▶ 葬祭費の支給

被保険者がなくなったとき、葬祭を行った人に2万円が支給されます。

## ▶ 保険料

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」の合計になります。均等割額と所得割額は、広域連合で2年ごとに熊本県均一で決められます。

**保険料 = 均等割額 + 所得割額 (所得 × 所得割率)**

※ 所得 = 総所得金額 - 43万円 (基礎控除額)

※ 所得状況などによって保険料の軽減制度があります。

## ▶ はり・きゅう補助施設利用券

後期高齢者医療保険に加入している人は、はり・きゅうの施術を受ける場合、1回の施術につき千円を町が負担します(1人当たり年間30枚)。利用を希望する人は窓口で申請してください。ただし、後期高齢者医療保険料の滞納がある場合は利用できません。

## ▶ 人間ドック費用補助

後期高齢者医療保険に加入している人が人間ドックを受ける場合、その費用の一部を援助します。(上限2万5千円)。ただし後期高齢者医療保険料の滞納がある場合は、補助を受けることができません。

## 介護保険

問 介護保険課 ☎232-2508

### ▶ 加入者(被保険者)

第1号被保険者	65歳以上の人
第2号被保険者	40～64歳の人(医療保険加入者)

### ▶ 介護保険料

**第1号被保険者**  
本人および世帯の町県民税の課税状況と前年中の所得に応じて決まります。

**第2号被保険者**  
加入している医療保険の算定方式を基本として決め、医療保険の保険料と併せて納めます。

### ▶ 65歳以上の人介護保険料の納め方

**特別徴収**  
受給している年金(老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金)の支払月に年6回に分けて天引きでの支払いになります。

**普通徴収**  
事前に届出された口座からの振替か、町から送られてくる納付書で、金融機関やコンビニまたは町役場での支払いになります。  
※受給している年金が年額18万円以上の場合は原則特別徴収となりますが、年度途中で65歳になった人や町に転入した人などは、特別徴収が始まるまでに半年から1年ほどかかります。

### ▶ 介護サービスを利用するまで

- (1) 申請  
本人や家族またはケアネジャーにより、必要書類をそろえて役場介護保険課に申請を行ってください。
- (2) 訪問調査  
申請をすると、介護認定調査員が訪問し本人の心身の状態を見たり、家族から聞き取りを行い、併せて役場から主治医に意見書の照会をします。
- (3) 認定  
調査に基づいて、審査会で判定を行います。結果は、軽い方から非該当・要支援1から2・要介護1から5の8段階あります。  
なお、非該当の人は原則介護サービスの利用はできませんが、チェックリストの結果によっては一部利用可能なサービスもあります。
- (4) ケアプラン作成  
介護認定を受けた人はケアプランを作成して介護サービスを利用することができます。ケアプランは認定の段階により、地域包括支援センター、または居宅介護支援事業所が作成できます。
- (5) 介護サービスの利用者負担  
利用者は介護サービスの1割、一定の所得がある人は2割または3割を支払います。  
また、施設入所などの施設サービスを利用される場合は、サービスの自己負担に加え、居住費、食費、日常生活費の支払いが必要です。
- (6) 自己負担の軽減  
施設サービスを利用するときの居住費や食費について、自己負担を少なくするための「限度額認定」や同じ月のサービス費が限度額を超えた場合の「高額介護サービス費」があります。どちらも申請が必要となりますので、詳しくは介護保険課までお尋ねください。



## ▶町のサービス事業所・施設

### 居宅介護支援

事業所名	電話番号
菊陽町地域包括支援センター (介護保険課内)	☎232-2366
菊陽台病院 居宅介護支援事業所	☎232-1191
きほう苑居宅介護支援事業所	☎232-1188
居宅介護支援事業所 野の花	☎285-1962
居宅介護支援事業所 ブルーオーシャン	☎237-7388
居宅介護支援事業所 みうら	☎285-7821
ケアプラン花花	☎215-8871
指定居宅介護支援事業所 サンライズヒル	☎232-3115
指定居宅介護支援事業所 ほほえみのもり	☎288-3957
菊陽町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	☎232-3592
東熊本第二病院 在宅総合支援センター	☎340-2775
グリーンコープケアプランセンター菊陽	☎233-5001
熊本セントラル病院 居宅介護支援事業所 菊陽	☎285-6073
ケアプランセンター真	☎273-7654
居宅介護支援センター イナフサポートプラス+	☎288-2103

### 通所介護(デイサービス)

事業所名	電話番号
きほう苑 通所介護事業所	☎232-1188
三里木 デイサービス(地域密着型)	☎285-6712
デイサービス 菊陽なごみ	☎232-9363
デイサービス クローバー	☎292-3556
デイサービス サン・フレンズ光の森	☎233-0091
わがままデイサービス	☎340-2681
デイサービス 花花	☎215-8871
デイサービスセンター 星の里	☎232-3608
デイサービス ほほえみのもり	☎285-7742
デイサービスまごころ本舗原水苑 (地域密着型)	☎202-7702
デイサービス みうら	☎234-7361
デイサービスセンター てまり	☎232-5888
デイサービスセンターゆるりの家・ 三里木	☎233-5000
デイサービス まおる	☎237-6890

### 通所リハビリ(デイケア)

事業所名	電話番号
菊陽台病院 通所リハビリテーション	☎232-1193
介護老人保健施設 サンライズヒル	☎232-5656
通所リハビリテーション 熊リハ病院	☎232-3970
東熊本第二病院 通所リハビリセンター	☎232-3939
つくれ デイケアセンター	☎285-3335
赤とんぼ大津	☎273-9902
熊本セントラル病院 通所リハビリテーション事業所	☎285-5310

### 訪問介護

事業所名	電話番号
ヘルパーステーション キラリ	☎213-5501
社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会 訪問介護事業所	☎232-3594
社会福祉法人グリーンコープ ふくしサービスセンター結ふたば	☎232-5428
つくれヘルパーステーション	☎285-3272
ヘルパーステーションみうら	☎285-7821
ヘルパーステーションげんき	☎273-8838
ブロッサム	☎337-0290
ヘルパーステーション ファミリア	☎233-0091
訪問介護事業所 きずな	☎285-1962
訪問介護事業所 トラスティーホームげんき	☎232-3939
訪問介護支援事業所 ほほえみのもり	☎288-3958
二チイケアセンター菊陽	☎340-9522
訪問介護まおる	☎237-6890
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ステーションひかり野Ⅱ	☎285-7284

### 訪問入浴介護

事業所名	電話番号
社会福祉法人菊陽町社会福祉協議会 訪問入浴事業所	☎232-3594

### 訪問リハビリ

事業所名	電話番号
熊本リハビリテーション病院	☎232-3111
菊陽台病院 訪問リハビリテーション	☎232-1191
熊本セントラル病院 訪問リハビリテーション事業所	☎285-5310



福祉・介護・高齢者

### 訪問看護

事業所名	電話番号
訪問看護ひたむき	☎285-5712
赤とんぼ訪問看護ステーション	☎273-9908
精神科特化訪問看護ステーション Cruto COCORO光の森	☎234-8136
熊本セントラル病院 訪問看護ステーション	☎285-5221
訪問看護ステーション 菊陽台	☎232-1191
訪問看護ステーション ソレイユ	☎284-1814
つくれクリニック	☎285-3335
訪問看護ステーション ひまわり	☎232-3113
訪問看護ステーション HEART	☎237-7565
あまてらす訪問看護ステーション プラス	☎273-9854
訪問看護ステーション エンゼル	☎285-6711

### 福祉用具(住宅改修)事業者一覧

事業所名	電話番号
株式会社 愛夢	☎233-5516
エール介護サービス	☎233-0603
有限会社 エンゼル	☎232-2688

### 短期入所生活介護(ショートステイ)

事業所名	電話番号
きほう苑 短期入所生活介護事業所	☎232-1188
地域密着型特別養護老人ホーム きほう苑きらら	☎232-1122

### 短期入所療養介護(ショートステイ)

事業所名	電話番号
介護老人保健施設 サンライズヒル	☎232-5656
菊陽台病院介護療養型医療施設	☎232-1191

### 特定施設(有料老人ホーム)

事業所名	電話番号
介護付有料老人ホーム 陽かりの郷	☎292-3226

### 小規模多機能型居宅介護

事業所名	電話番号
小規模多機能ホーム ブロッサムつくれ	☎337-0290

### 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

事業所名	電話番号
医療法人社団栄康会 グループホーム 菊陽スマイル	☎233-5288
グループホーム げんきの家	☎232-6602
グループホーム 武蔵ヶ丘	☎288-3446

### 認知症対応型通所介護(デイサービス)

事業所名	電話番号
デイサービスセンター 星の里	☎232-3608
グループホーム 武蔵ヶ丘 認知症対応型通所介護	☎288-3446

### 介護老人福祉施設

事業所名	電話番号
特別養護老人ホーム きほう苑	☎232-1188
地域密着型特別養護老人ホーム ケアタウン光の森	☎273-8686
地域密着型特別養護老人ホーム きほう苑きらら	☎232-1122
地域密着型特別養護老人ホーム 音ねの森	☎285-7580

### 介護老人保健施設

事業所名	電話番号
介護老人保健施設 サンライズヒル	☎232-5656

### 介護療養型医療施設

事業所名	電話番号
菊陽台病院介護療養型医療施設	☎232-1191

### 住宅型有料老人ホーム

事業所名	電話番号
ヴィラつくれ	☎285-3335
エンゼル2番館	☎285-6711
住宅型有料老人ホーム エイジングホーム げんき	☎232-8777
住宅型有料老人ホーム ケアホーム ラ・フランス	☎233-0091
有料老人ホーム てまり	☎232-5888
有料老人ホーム ほほえみのもり	☎234-7124
住宅型有料老人ホーム 陽かりの郷式号館	☎292-3226
有料老人ホームみどり	☎234-7690
ブロッサムつくれ	☎337-0290
赤とんぼ大津	☎273-9902





# 健康

健康

問 健康・保険課 ☎232-4912

## ▶健康診査・検診

### 総合健診

特定健診とがん検診をセットで受ける総合健診

**対象者** 40歳～74歳の国民健康保険加入者、  
後期高齢者医療保険加入者

※健診の申し込みをした人に健診の指定日時を記載した  
問診票を郵送します。

### がん複合検診

健診項目を選択して受ける複合検診

検診項目	対象者
特定健診	40～74歳の国保加入者 後期高齢者医療保険加入者
胃がん検診(胃透視)	40歳以上
腹部超音波検査	
肺がん検診	
大腸がん検診(検便)	
子宮頸がん検診	30歳以上の女性
乳がん検診(エコー)	30歳代の女性
乳がん検診 (マンモグラフィ)	40歳以上の女性
骨粗鬆症検診	30歳以上の女性
前立腺がん(PSA)検査	40歳以上の男性

※健診の申し込みをした人に健診の指定日時を記載した  
問診票を郵送します。

### 人間ドック

**対象者** 30歳以上の国民健康保険加入者、  
後期高齢者医療保険加入者

※希望する健診機関およびコースを選択できます。  
※申し込みをした人に健診機関から案内をお送りしま  
す。

### 歯周疾患検診

**対象者** 40、50、60、70歳となる人  
※対象者には案内文を送付します。

### 医療機関子宮頸がん検診

**対象者** 20歳以上の女性

※20歳代の女性には、受診票を送付します。  
※30歳以上で申し込みをした人に、受診票を送付しま  
す。

### ピロリ菌検査(医療機関)

**対象者** 40歳以上でピロリ菌検査を受けたことがない  
人(除外条件あり)

※申し込みをした人に案内文を送付します。

### 歯科口腔健診

**対象者** 後期高齢者医療制度加入者

※町内の委託医療機関(要予約)で受診できます。  
また、受診の際は受診券が必要になります。

## ▶健康相談・健康教育

健康相談や生活習慣病予防などに関する出前講座に応  
じます。また、糖尿病や生活習慣などに関する相談にも  
応じます。事前にご連絡の上、気軽にご相談ください。

## ▶献血

場所と日程は広報紙・ホームページでお知らせしま  
すので、ぜひ献血に協力ください。

## ▶大人の予防接種

### 定期の予防接種

種類	対象者	備考
インフル エンザ	65歳以上の人	詳細は広報・ホーム ページに掲載予定
成人用 肺炎球菌	65、70、75、80、 85、90、95、100 歳となる日の属する 年度の初日から当該 年度の末日までの間 にある人で、過去に 当該予防接種を受け たことがない人	対象者には個別通知 します

### 任意の予防接種

種類	対象者	備考
インフル エンザ	生後6カ月～ 64歳まで	詳細は広報・ホーム ページに掲載予定



健康

事業	内容
在宅当番医制事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●『休日在宅当番医』による日曜および祝祭日の昼間の診療</li> <li>●休日の診療…【午前9時～午後5時】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当番医は菊池郡市医師会のホームページでお知らせしています。</li> <li>・在宅当番医問い合わせ電話番号：☎0968-25-3300</li> <li>※菊池郡市医師会員の医療機関</li> </ul> </li> </ul>
病院群輪番制病院運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●夜間の救急や高度な救急医療のため『輪番制病院』による休日の昼間および休日・平日の夜間の診療</li> <li>●休日・夜間の診療 <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日【午前8時～午後6時】</li> <li>・夜間【午後6時～翌朝8時】</li> </ul> </li> <li>●町が指定した菊池郡市内の病院です。</li> </ul>
熊本県子ども医療電話相談事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●夜間の子どもの急な病気などに関する電話相談窓口 <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話番号：#8000</li> <li>※ただし、ダイヤル回線やIP電話、光電話の場合は ☎364-9999</li> <li>・相談時間：【平日】午後7時～翌朝8時、 【土曜日】午後3時～翌朝8時、 【日祝日】午前8時～翌朝8時</li> <li>・相談員：看護師</li> <li>・内容：夜間の子どもの急な病気への対処法や応急処置についての助言、受診可能な医療機関の情報提供など</li> </ul> </li> </ul>

※休日在宅当番医の日程は、広報紙・新聞をご覧ください。

※休日在宅当番医は、変更になる場合がありますので、お出かけ前にご確認ください。

※病状によっては、当番医から他の病院へ紹介される場合もあります。

※日ごろから、気兼ねなく相談できる「かかりつけ医」を決めておきましょう。





# 住まい・暮らし

## ごみ・リサイクル

問 環境生活課 ☎232-2114

詳しくは、お住まいの地区の「菊陽町ごみ収集カレンダー」や「ごみの分け方・出し方」をご覧ください。環境生活課にお問い合わせください。

### ▶ごみの収集

ごみは必ず収集日の午前8時30分までに決められたごみ一時保管所に出してください。

ごみは15種類に分別して出してください。

**【分別区分】** 燃やすごみ、資源物、不燃物、粗大ごみ、廃蛍光管、廃食用油、特定品目、特定家庭用機器廃棄物

※特定品目→廃乾電池・ボタン電池、スプレー缶・ガスボンベ、水銀血圧計・水銀体温計、チャッカマン・ライター、練り朱肉

※特定家庭用機器廃棄物→家電リサイクル法に係る4品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)

### ▶ごみ一時保管所に出せるごみ

品目	出す日	指定袋	留意事項
燃やすごみ	1週間に2回	赤色	指定袋に入れて出してください。
空かん・空びん	1か月に1回	緑色	
新聞・折込みチラシ			
雑誌・電話帳・その他の紙			
布類			
段ボール			
牛乳パック類	1週間に1回	—	
ペットボトル			
白色トレイ・発泡スチロール・容器包装プラスチック類	1週間に1回	黄色	指定袋に入れて出してください。
不燃物・小型金物・小型廃家電	1か月に1回	透明	「不燃物」を出す日に「透明な袋」に入れて別に出してください。
特定品目		—	町収入証紙(粗大ごみシール)を購入し、粗大ごみに貼ってください。収集日の2日前までに収集の申し込みが必要です。
粗大ごみ		—	町収入証紙(粗大ごみシール)を購入し、粗大ごみに貼ってください。収集日の2日前までに収集の申し込みが必要です。

特定家庭用機器廃棄物	通常、家電を販売した小売店が引き取ります。販売店の引き取り義務がない物に限り収集します。分解すると処理ができません。粗大ごみとして町が収集する場合は、家電リサイクル券と粗大ごみシールが必要になります。粗大ごみの収集日2日前までに収集の申し込みが必要です。						
品目	<p>下記の拠点回収施設での回収となります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>拠点回収施設</th> <th>持ち込む時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>役場(東側通用入口前)</td> <td>平日午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日、12/29～1/3は休み)</td> </tr> <tr> <td>東部町民センター・三里木町民センター・ふれあいの森研修センター・南部町民センター・武蔵ヶ丘コミュニティセンター・西部町民センター・光の森町民センター</td> <td>月～土曜日 開館時間内 (日・祝日、12/29～1/3は休み) 閉館時間は、施設によって異なりますので、各施設へお問い合わせください。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※最寄りの施設の回収コンテナに出してください。 ※割れた蛍光管、LED蛍光灯は、「不燃物」です。</p>	拠点回収施設	持ち込む時間帯	役場(東側通用入口前)	平日午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日、12/29～1/3は休み)	東部町民センター・三里木町民センター・ふれあいの森研修センター・南部町民センター・武蔵ヶ丘コミュニティセンター・西部町民センター・光の森町民センター	月～土曜日 開館時間内 (日・祝日、12/29～1/3は休み) 閉館時間は、施設によって異なりますので、各施設へお問い合わせください。
	拠点回収施設	持ち込む時間帯					
役場(東側通用入口前)	平日午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝日、12/29～1/3は休み)						
東部町民センター・三里木町民センター・ふれあいの森研修センター・南部町民センター・武蔵ヶ丘コミュニティセンター・西部町民センター・光の森町民センター	月～土曜日 開館時間内 (日・祝日、12/29～1/3は休み) 閉館時間は、施設によって異なりますので、各施設へお問い合わせください。						
廃食用油	廃蛍光管の拠点回収施設と同じ施設での回収となります。						



## ▶ごみを直接持ち込む場合

搬入施設	問い合わせ	搬入できるごみ
菊池環境工場クリーンの森合志 合志市幾久富460番地	☎248-0330	燃やすごみ、粗大ごみ(可燃性)
環境美化センター 大津町大津115番地	☎293-1222	資源物、不燃物、粗大ごみ(不燃性・プラ性)、家電4品目、 廃乾電池、廃蛍光灯、特定品目

※重さなどで引取手数料がかかる場合があります。

## ごみ処理関連の補助金

問 環境生活課 ☎232-2114

### ▶リサイクル推進事業奨励金制度

#### 対象となる団体

事業を定期的に行う町内の区と社会教育関係団体(子ども会・老人会など)で町長が認めた団体です。

#### リサイクル奨励金の交付対象品目と奨励金の額

品目		奨励金の額	
		基準額	加算額
古紙類	新聞紙	1キロにつき 10円	年度内における実施回数 4回目以降 1キロ・本につき 2円
	雑誌		
	その他の紙		
	段ボール		
	牛乳パックなど		
布類	古着など	1キロにつき 10円	
缶類	アルミ缶	1キロにつき 10円	
	スチール缶		
ビン類	ビールビン	1本につき 8円	
	酒ビンなどの一升ビン	1本につき 10円	
ペットボトル		1キロにつき 20円	

### ▶電動式生ごみ処理機設置事業補助金

#### 補助金の額

- 処理機購入代金(消費税込み)の2分の1で、3万円を限度とします(100円未満切り捨て)。
- 補助対象は、1世帯当たり1台です。ただし、購入後5年を経過し買い換える場合は、対象台数にすることができます。処理機を購入後、6カ月以内に必要書類を添えて環境生活課に申請してください。対象となる処理機は生ごみを堆肥化する構造があるものに限りません。

#### 必要書類

- 領収書(申請者の記名があるもの)
- メーカーの保証書
- 構造・機能の確認できるもの(取扱説明書など)
- 印鑑(認印で可)
- 振込先の口座が分かるもの

### ▶生ごみ処理容器設置事業補助金

#### 補助金の額

- 処理容器購入代金(消費税込み)の2分の1で、1基につき5千円を限度とします(100円未満切り捨て)。
- 1世帯当たり2基まで(5年以上の耐久性を有していること)が補助対象です。ただし、購入後5年を経過し買い換える場合などは、対象基数とすることができます。処理容器は、印鑑(認印で可)を持参し、下記の指定店で購入してください。

#### 指定店

ハンズマン菊陽店 ☎232-5525





## ▶ 雨水浸透枳・雨水タンク設置補助

生活環境保全のため、雨水浸透枳と雨水タンクの設置補助を行っています。

## 雨水浸透枳設置補助

## 〈補助金額〉

- 1基当たり1万6千円(上限4基 6万4千円)

## 雨水タンク設置補助

## 〈補助金額〉

- 有効貯水量200リットル未満：購入額の2分の1  
(上限2万4千円)  
有効貯水量200リットル以上：購入額の2分の1  
(上限3万5千円)

※千円未満の端数は切り捨て

※住宅用家屋1棟につき1基まで

※各種補助金の交付要件や申請手続きなど詳しくは町ホームページをご覧ください。

## ▶ 太陽熱温水器・太陽熱利用システム設置補助

太陽熱温水器と太陽熱利用システムの設置費用の一部を補助します。

## 補助金の交付対象者

自己が所有し居住する町内の住宅に対象機器を設置する人、または対象機器を設置した住宅を購入する人で、一定の要件に当てはまる人

## 補助金の額

対象機器の設置費用の5分の1の額  
(限度額5万円)

## 注意事項

交付を受けるには、設置または購入前の事前手続きが必要です。詳しくは町ホームページに掲載しています。

## し尿など

## くみ取りの手続き

新しく申し込むとき、転出するとき、水洗化するときには町の許可業者にご連絡ください。

町許可業者：中野衛生(有) ☎232-0636

## くみ取り料金の納入

くみ取り業者がお伺いし徴収します。郵便局からの振り込みもできますので、町の許可業者にご相談ください。

町許可業者：中野衛生(有) ☎232-0636

## くみ取り料金

区分	単位	料金(税込み)
普通手数料	10リットルにつき	110円
最低手数料	1回につき	630円
加算手数料	し尿くみ取りの際40メートルを超えてホースを使用する場合	220円

## ▶ 浄化槽の維持管理

浄化槽は微生物の働きで汚水を処理しています。日常の維持管理が適正に行われていないと浄化槽本来の機能が発揮されず、隣近所の人に悪臭などの迷惑をかけたり、河川などの水質汚濁の原因になったりします。そのため、浄化槽管理者には「保守点検」、「清掃」、「法定検査」を適正な時期に行うことが浄化槽法で義務付けられています。

きれいな環境を守るため、浄化槽は適正な維持管理を行きましょう。

## 保守点検

保守点検とは、浄化槽のいろいろな装置が正しく動いているかを点検し、装置や機器の調整・修理、消毒剤の補給などを行うものです。

- 時期は処理方式や規模で異なります。
- 専門の知識や技能、専用の器具や器材が必要なため、県知事の登録を受けた保守点検業者に委託しましょう。保守点検業者は熊本県下水環境課(☎333-2529)に問い合わせてください。

## 清掃

清掃とは、浄化槽内に溜まった汚泥の引き抜きや機器類の洗浄などを行うものです。

- 年に1回以上(全ばっ気式は6カ月に1回以上)行わなければなりません。
- 町の許可業者である中野衛生(有)(☎232-0636)に依頼してください。

## 法定検査

法定検査とは、保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽が正常に機能しているかどうかを検査するものです。

- 年に1回受検しなければなりません。
- 法定検査は県知事の指定検査機関である熊本県浄化槽協会(☎284-3355)が行います。熊本県浄化槽協会が送る受検申し込みはがきで申し込んでください。

## 火葬場

問 菊池広域連合事務局 ☎0968-38-0171  
予約の受付は午前8時30分～午後5時15分(年中無休)

### ▶火葬場のご案内

#### 所在地

菊池火葬場 菊池市木柑子1318 ☎0968-25-4382  
大津火葬場 大津町大津110 ☎096-293-7730

#### 利用時間

午前8時30分～午後5時  
(火葬開始は午前9時～午後3時)

#### 予約について

各火葬場に直接、ご予約ください。

#### 休業日

1月1日および広域連合長が指定する日

#### 火葬場使用料金

区分	12歳以上	12歳未満	その他改葬遺骨など
広域連合管内住民	13,000円	10,000円	5,000円
広域連合管外住民	40,000円	28,000円	18,000円

※管内住民：合志市、菊池市、大津町、菊陽町の住民

## 犬を飼う人へ

問 環境生活課 ☎232-2114

### ▶飼い主の義務

#### 犬の登録と狂犬病予防注射

犬を飼う場合には、犬の登録(犬の生涯で1回)と狂犬病の予防注射(年1回)を受けることが義務付けられています。

●登録、注射を受けたら鑑札、注射済票を首輪に装着することが義務付けられています(迷子札の代わりにもなります)。

〈罰則〉 狂犬病予防注射や登録をしなかったとき、20万円以下の罰金が科せられる場合があります。

#### 各種届出

犬が死亡したときや、所在地・所有者の変更などがあったときは、30日以内に環境生活課に届出を行ってください。

### ▶犬の転入・転出

#### 転入

- 町に飼い犬とともに引っ越してきたとき
  - ペットショップ等で購入した犬が、他市町村で登録されているとき
  - 他市町村で登録されている犬をもらい受けたとき
- これらの場合は、転入の届け出が必要です。環境生活課に届け出てください。(鑑札が必要です。)

#### 犬が人をかんだとき

- まず、被害者の傷の手当を優先しましょう。
  - 加害犬の飼い主は、菊池保健所に事故発生届を提出してください。
  - 加害犬の飼い主は、獣医師の下で狂犬病鑑定を受け、鑑定書を菊池保健所に提出してください。
- 〈罰則〉 事故発生届の提出をしなかったときや犬を受診させなかったとき、3万円以下の罰金または料金が科せられる場合があります。

#### 犬の引き取り

犬が飼えなくなったり、子犬が生まれて世話ができないときは、里親を探しましょう。どうしても里親が見つからないときは、菊池保健所(☎0968-25-4135)にご相談ください。

#### 転出

- 町から他市町村に飼い犬とともに引っ越すとき
  - 飼い犬を他市町村の方へ譲渡するとき
- これらの場合は、町での手続きは不要です。転出先の自治体に届け出てください。



## 上水道・下水道

問 上水道に関する問い合わせ 大津菊陽水道企業団

☎293-7711(代表) ☎293-7714(休日・夜間)

公共下水道・農業集落排水に関する問い合わせ 下水道課 ☎232-2164

### ▶上水道

#### 水道開始・中止について

予定日が決まり次第、早めにご連絡ください。当日のご連絡は対応が遅れる場合があります。また、土日および祝日、営業時間外の開始・休止は原則行っておりませんので、ご注意ください。

#### 水道料金について

水道メータの検針は2カ月に1度行い、2カ月分の使用量を半分ずつ毎月請求となります。

※水道料金は、ご使用月の2カ月後にご請求しています。

支払方法は、便利で確実な口座振替をおすすめしています。預金口座振替依頼書は町内の金融機関窓口へ備え付けてありますので、必要事項を記入され金融機関窓口へ提出してください。

また、口座振替を希望しないお客様には、水道料金納入通知書を郵送しますので、水道料金納入通知書裏面に記載の金融機関・コンビニエンスストアで納入期限までにお支払いください。

※クレジット決済・電子決済による支払いは取り扱っていません。

#### 〈取扱金融機関〉

肥後銀行・熊本銀行・熊本第一信用金庫・熊本信用金庫・熊本県信用組合・ゆうちょ銀行・菊池地域農業協同組合

#### 水のトラブルについて

水道管破損・蛇口やバルブが止水できない場合は、水道工事業者にお問い合わせください。

また、水の出が悪いなどの場合は、企業団工務課にお問い合わせください。

なお、賃貸物件をご利用の方は管理会社・家主にお問い合わせください。

※水道工事業者は、企業団ホームページに大津菊陽水道企業団指定工事店を掲載しています。



### ▶公共下水道

#### 公共下水道への接続工事をしたいとき

下水道には、トイレのし尿や台所、お風呂などの雑排水を流すことができます。下水道への接続工事をするときには、町排水設備工事指定工事店へお申し込みください。

※指定工事店は、町のホームページに掲載しています。

#### 敷地内の排水設備(配管)の修理

家庭内の便所・浴室・台所などに詰まりなどが発生した場合は、指定工事店へご連絡ください。

#### 下水道の整備について

集落内開発制度で住宅などを建築する場合、場所によっては下水道が整備されていないところもありますので、事前に下水道課へご相談ください。

#### 公共下水道使用料

公共下水道使用料は、水道の使用水量に応じ、大津菊陽水道企業団(☎293-7711)が毎月上水道使用料と併せて徴収しています。

ただし、大津菊陽水道企業団以外からの上水道(井戸水含む)を使用している場合は、下水道課から直接納入通知書をお送りします。

#### 受益者負担金制度

公共下水道の施設の利用は公共下水道が整備された区域内の土地に限られています。受益者負担金は、都市計画法第75条の規定に基づき、その利益を受けられる土地に対して一度限り建設費の一部を負担していただく制度です。負担金の額は、土地の面積1平方メートル当たり340円を乗じた額になります。

(計算例) 土地の面積100平方メートル×340円  
=34,000円(10円未満切り捨て)

#### 共有の私道に下水道管の敷設を行うとき

共有の私道は、以下の要件を満たしている場合、町が下水道管の敷設を行います。

#### 〈要件〉

公道に面していない家屋が2戸以上あり、その下水道管を利用する家屋の3分の2以上が6カ月以内に水洗化工事を行って下水道管に接続すること(詳しくはお問い合わせください)。



## ▶ 農業集落排水

### 農業集落排水施設(下水道施設)

農業用排水の水質保全、農村生活環境の改善を図るため、農業集落内のし尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設です。

対象地区は、戸次、馬場楠、曲手地内です。対象地区内で、集落内開発制度により新たに住宅などの建築を行い、下水道を利用する人は、事前に(建築年度の前年11月頃まで)下水道課へご相談ください。

### 農業集落排水への接続工事をしたいとき

農業集落排水には、トイレのし尿や台所、お風呂などの雑排水を流すことができます。下水道への接続工をするときは、町排水設備工事指定工事店へお申し込みください。

※指定工事店は、町ホームページに掲載しています。

### 敷地内の排水設備(配管)の修理

家庭内の便所・浴室・台所などに詰まりなどが発生した場合は、指定工事店へご連絡ください。

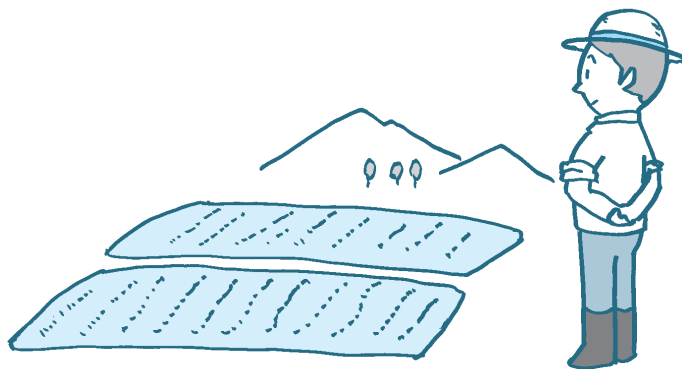
### 農業集落排水使用料

農業集落排水使用料は、水道の使用水量に応じ、大津菊陽水道企業団(☎293-7711)が毎月上水道使用料と合わせて徴収しています。

ただし、大津菊陽水道企業団以外からの上水道(井戸水含む)を使用している場合は、下水道課から直接納入通知書をお送りします。

### 農業集落排水事業分担金

農業集落排水の施設の利用は農業集落排水が整備された区域内の土地に限られています。農業集落排水事業分担金は地方自治法第224条の規定に基づき、その利益を受けられる世帯または事業所に対し建設費の一部を負担していただく制度です。分担金の額は、一世帯または一事業所につき12万円です。



## 住宅支援

**問** 県営住宅に関する問い合わせ  
町営住宅に関する問い合わせ  
定住促進補助に関する問い合わせ

熊本県住宅管理センター  
建設課管理係  
都市計画課

☎213-2711  
☎232-2115  
☎232-4927

### ▶ 県営住宅

住宅に困窮している世帯などに対して、地方公共団体が低廉な家賃で賃貸する住宅です。

#### 入居の申し込み

上記問い合わせ先へ、お問い合わせください。

### ▶ 町営住宅

空室が出たときに、期間を設けて「広報きくよう」や町ホームページで募集しています。

#### 入居の申し込み

次の全てを満たす人は入居申し込みができます。

- 町内に住所または勤務場所がある
  - 同居する親族がいる（※高齢者や障がい者などの人は単身でも申し込みできます）
  - 世帯の収入が基準以下である（※高齢者や障がい者、小学校未就学児がいる場合は基準が緩和されます）
  - 市町村税などの滞納がない
  - 現に住宅に困っていることが明らかである
  - 世帯に暴力団員がいない
  - 原則連帯保証人1人
- 詳しくは建設課管理係へお問い合わせください。

### ▶ 定住促進補助

#### 菊陽町定住促進補助金制度

対象地区の活性化を促進するため、対象地区に定住する子育て世帯に対して、住宅の新築・購入、リフォームなど、または転入・転居、出生児の養育に要する費用の一部を補助します。

〈対象地区〉 菊陽南小学校区(行政区：井口、辛川、道明、曲手、馬場楠、戸次)

#### 〈補助金額〉

- ① 住宅を新築(購入)した人  
100万円(中古住宅購入の場合は50万円)
- ② リフォームした住宅に転入(転居)した人  
リフォーム工事費の2分の1以内(限度額50万円)
- ③ ①②の加算金  
小学生以下の扶養親族1人当たり20万円
- ④ ①②以外の転入(転居)した人  
小学生以下の扶養親族1人当たり10万円
- ⑤ 対象地区内の人が出産した出生児を養育する人  
出生児1人当たり10万円  
※①②の補助を受け、交付決定時に妊娠中だった出生児の場合は20万円

## 住環境保全

**問** 雑草の除去・公害に関する問い合わせ 環境生活課 ☎232-2114

道路に関する問い合わせ 道路緊急ダイヤル ☎#9910

(国道)国土交通省阿蘇国道維持出張所 ☎0967-22-0631

(県道)県北広域本部維持管理課 ☎0968-25-2167

(町道)建設課維持係 ☎232-2115

生垣補助に関する問い合わせ 都市計画課 ☎232-4927

### ▶ 雑草の除去・公害

#### 空き地などの雑草の除去について(お願い)

町では「菊陽町空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」で、空き地の所有者(管理者)に対して、町の美観、ごみの不法投棄、防犯、火災の予防などのため、空き地などに繁茂した雑草の除去をお願いしています。定期的な雑草の刈り取りにご協力ください。

#### 公害に関する相談

事業活動に伴う騒音・振動・悪臭(町事務)に関する相談、水質汚濁・大気汚染・地盤沈下・土壌汚染(県事務)に関する相談など

#### 事業主の皆さんにお願い

法律や県条例で規制されている区域内で、規制されている施設を設置する場合や規制されている機械を使って建設作業を行う場合は届出が必要です。

### ▶ 道路

道路の穴ぼこや側溝のふた割れ、また道路に障害物(動物の死骸)があるなど危険な状態を見つけたときは、道路緊急ダイヤルか各道路管理者にご連絡ください。

### ▶ 生垣補助

#### 生垣づくり

町内の住宅用地や事業所用地で、道路に面した部分に生垣をつくる場合、町が生垣づくりに要した苗木代および工事費の3分の1以内を補助金として交付します。ただし、5万円が上限です。

補助を受けたいときには、生垣づくりを始める前に、申し込みが必要となります。詳しくは、お問い合わせください。



## ▶交通災害共済制度

交通事故で死亡や負傷した場合、実際に入院や通院を行った期間に応じて交通災害見舞金を支給します。

## 対象になる交通事故

道路交通法第2条に定める自動車、原動機付自転車、自転車、トロリーバス、電車、汽車、モノレール、ケーブルカー、船舶、航空機の運行による事故で、日本国内で発生したもの

## 交通災害見舞金額

実際に入院や通院を行った期間に応じ、交通災害見舞金を支給します。ただし、治療のない期間が30日を超える場合は、その期間を除きます。

区分	災害の程度	金額
1等級	死亡	150,000円
2等級	180日以上の治療を要した傷害	60,000円
3等級	90日以上180日未満の治療を要した傷害	40,000円
4等級	30日以上90日未満の治療を要した傷害	25,000円
5等級	10日以上30日未満の治療を要した傷害	20,000円

## 菊陽町高齢者運転免許証自主返納支援

高齢者の運転による交通事故の減少を目的に、運転免許証を自主返納された人へ、タクシー利用券3万円分(1回限り)を交付します。(有効期限到来の失効は対象外です)

## 対象者

- (1) 町の住民基本台帳に記載されている満65歳以上の人
- (2) 平成31年4月1日以降に運転免許証を免許センターなどで自主返納し、運転経歴証明書の交付を受けた人
- (3) 町税を滞納していない人

## 支援内容

- (1) 運転経歴証明書の交付の申請手数料に対する補助金を交付します。補助金の額は1,100円です。
- (2) タクシー利用券3万円分を一回限り交付します。(再交付はできません)

※県内のほとんどのタクシー会社で利用ができます。(本人の利用に限ります)

## 申請書類

- (1) 菊陽町高齢者運転免許証自主返納申請書
  - (2) 運転経歴証明書の写しおよび運転免許取消通知書の写し
- ※申請書類は役場窓口かホームページからダウンロードしてください。

## ボランティア

## ▶ボランティアセンターの運営

ボランティアセンターでは、ボランティアの登録、活動先の紹介、機材の貸し出しなどボランティア活動に関する相談を随時受け付けています。各種団体の活動支援や、周知、ボランティア募集の紹介も行っています。

## ボランティア協力校の指定

全小中学校を指定して児童のボランティア活動の推進や出張福祉体験教室などを開催しています。

## ワークキャンプの開催

小・中学生が施設での体験をとおして福祉施設の役割や福祉の仕事などを学ぶワークキャンプを開催しています。

〈開催施設〉 きほう苑・菊陽学園・サンライズヒル・社協など

## 各種ボランティア講座

ボランティアに関する基礎知識や技術の取得のために開催しています。

## 災害ボランティアセンターの運営

町内で大規模災害が発生した際、支援を必要とする被災者と支援するボランティアをつなぐセンターの設置運営を行います。

## 保険の手続き支援

ボランティア活動を行うための保険(活動保険や行事用保険など)の受け付けを行います。





# 生涯学習・スポーツ

## 生涯学習

問 生涯学習課(中央公民館内) ☎232-4917

### ▶生涯学習

町には西部町民センター、武蔵ヶ丘コミュニティセンター、三里木町民センター、中央公民館、東部町民センター、南部町民センター、ふれあいの森研修センターの7つの公共施設があります。ここでは、町民の皆さんが参加できる主催講座・自主講座を開催しています。講座案内は毎年、各家庭に配布しています。

### ▶文化財

馬場楠井手の鼻ぐりをはじめ、町内には貴重な文化財が多く残っています。これらの文化財を紹介した「文化財マップ」を生涯学習課で無料配布していますので、見学の際はご活用ください。

町の歴史を1冊にまとめた「菊陽町史」(A5版981ページ)も販売しています。

## スポーツ・体力づくり

問 体育館施設の利用・申し込み 中央公民館 ☎232-2116  
体育施設の管理・運営 生涯学習課 ☎232-4917  
NPO法人 クラブきくよう事務局(町民体育館前) ☎273-8488

### ▶体育施設利用

町民体育館、町民総合運動場および小中学校体育施設(夜間・休日・祝日)利用は中央公民館まで問い合わせください。利用時間は、町施設案内(24~25ページ)をご覧ください。

### ▶NPO法人 クラブきくよう

「いつでも」「誰でも」「気軽に」参加できる総合型地域スポーツクラブです。バドミントンや卓球など19種目を年間を通して開催しています。参加をお待ちしています。

## 人権教育・啓発

問 人権教育・啓発課 ☎232-2113

町民の皆さんに人権教育・啓発の場として人権のまち菊陽フェスタや菊陽町人権子ども集会などを開催しています。また、人権について気になることがありましたらご相談ください。



▶ご利用案内

開館時間	月・水・金・土・日曜 午前10時～午後6時 木曜日 午前10時～午後8時 ※エントランスホール、くつろぎコーナーは、午前9時30分から利用でき、その日の新聞が読めます。
休館日	毎週火曜日、毎月第3水曜日(館内整理日) 年末年始(12月29日～1月3日) 特別整理期間(その都度お知らせします)
貸出利用できる人	●町に住んでいる人。町に通勤、通学している人。 ●菊池市、合志市、大津町に住んでおり、居住地の図書館利用カードをお持ちの人(広域利用者)
貸出手続き	本の貸し出しには利用カードが必要です。 利用カード申請書に必要事項を記入してください。 ※マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など住所、氏名が確認できるものが必要です。 通勤か通学している人は、健康保険証や勤務証明書、学生証など通勤・通学先が確認できるものが必要です。広域利用者は、申請時に居住地の図書館利用カードが必要です。
貸出冊数期間	本(雑誌)：1人10冊まで、15日以内。 視聴覚資料(CD、DVD)：1人2本まで、8日以内。 ●一部貸し出しできない本もあります。 ●利用の延長は、次の予約がなければ一回のみできます。カウンターまで本をお持ちください(雑誌や視聴覚資料は延長できません)。 ●最新号の雑誌の貸し出しはできません。
返却方法	カウンターまでお返しください。利用カードは不要です。

▶催し物

おはなし会

おはなし会	日時	時間	場所
朝のおはなし会(おはなしの森さんさん 他)	毎月第1・2水曜日	午前11時～11時30分	おはなしのへや
あかちゃんとお楽しむわらべうた(図書館職員)	毎月第4水曜日	①午前10時30分～11時 ②午前11時～11時30分	
夕方のおはなし会(図書館職員)	毎週木曜日	午後4時30分～5時	
日曜のおはなし会(おはなしの森さんさん)	毎月第2・4日曜日	午後2時～2時30分	

▶ホールのご利用案内

**利用時間** 時間 午前9時～午後10時  
休館日 毎週火曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

**使用時間** 朝・昼・夜の3つで区分しています。

(朝)午前9時～正午	(昼)午後1時～5時	(夜)午後6時～10時
------------	------------	-------------

※例えば正午～午後5時まで使用する場合、朝の区分から借りることになります。  
※使用時間には、使用者だけでなくホール(照明・音響など)の準備・後片付けに要する時間も含まれます。

**使用料** ホール事務室まで問い合わせください。

**使用申込**

受付場所	菊陽町図書館
受付時間	午前9時30分～午後6時(開館日に限る)
申込方法	●ホール使用申請(原則) 「使用希望日の6カ月前の月」の毎月10日(10日が休館日の場合は翌日)の午前9時30分から行う調整会議で受け付けます(調整会議の年間予定を館内に掲示しています)。 例：7月1日に催し物を行う→1月10日の調整会議 ●調整会議終了後は、先着順で受け付けます。 詳しくはホール事務室まで問い合わせください。







# 議会・選挙

## 議会

問 議会事務局 ☎232-4919

町議会は、町の意思を決定する機関として、町民から選ばれた議員(定数18人・任期4年)で構成され、条例や予算などを審議・決定しています。

年に4回開かれる定例会(3月・6月・9月・12月)と必要に応じて開かれる臨時会があります。

### ▶ 請願・陳情の提出

請願書・陳情書はどなたでも議会に提出できます。趣旨・提出年月日・提出者の住所・氏名を記載し、押印のうえ提出してください。請願書には紹介議員が必要です。

### ▶ 議会の傍聴

本会議はいつでも傍聴できます。1階の町民課前でも本会議の様子を放映しています。

団体傍聴は、あらかじめ議会事務局へご連絡ください。個人の場合は、当日、傍聴人受付簿に住所・氏名などを記載し、傍聴してください。傍聴では、喫煙・雑談・拍手・やじなどは禁じられています。

### ▶ 会議録の閲覧

本会議の会議録の閲覧を希望する人には、議会事務局、西部支所(光の森町民センター内)、中央公民館、西部町民センター、三里木町民センター、東部町民センター、南部町民センター、武蔵ヶ丘コミュニティセンター、ふれあいの森研修センター、菊陽町図書館に会議録を備えてあります。

町のホームページにも掲載されています。



普段のくらしの中で感じる思いや願いを、私たちの代わりに国や地域で実現してくれる人を選ぶこと、それが「選挙」です。「選挙」はその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。

大切な一票を無駄にしないよう、進んで投票に行きましょう。

## ▶投票

選挙人名簿に登録されている人(本町の住民基本台帳に登録され、引き続き3カ月以上住んでおり、満18歳以上)には、選挙の際に投票所入場券を郵送します。投票日には、入場券に表示された投票所で投票してください。もし、入場券が届かなかつたり、なくしてしまった場合でも選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

## ▶代理投票

病气やケガなどで、投票用紙への記入が困難な人のために投票所の事務従事者が代筆する制度です。

代理投票は事務従事者2人が補助を行ない、補助者の1人が投票者の指示する候補者などを投票用紙に記入し、他の1人が立ち会う方法で行ないます。補助者は、投票の秘密を必ず守ります。

投票用紙への記入が困難な人は、投票所で申し出てください。

## ▶郵便等投票制度

身体障害者手帳、戦傷病者手帳をお持ちで障がいの程度が一定の基準に該当する人、または介護保険の被保険者証をお持ちで要介護5の認定を受けた人は郵便などによる不在者投票ができます。この制度の適用を受けるためには、事前に郵便等投票証明書の交付を受ける必要があります。

### 投票所一覧表

※投票所は変更する場合がありますので、選挙の際に投票所入場券や広報紙、町ホームページなどでご確認ください。

投票所	投票所名	投票所対象行政区	投票所所在地
第1投票所	南部町民センター	戸次・馬場楠・曲手・辛川・井口・道明	曲手498番地3
第2投票所	東部町民センター	上中代・出分・中代・川久保	久保田1309番地2
第3投票所	菊陽町役場	津留・大堀木・下原・津久礼ヶ丘・あさひヶ丘・宮ノ上・ひばりヶ丘・緑ヶ丘・緑陽台	久保田2800番地
第4投票所	上津久礼公民館	上津久礼・下津久礼	津久礼1175番地2
第5投票所	三里木町民センター	沖野・三里木・三里木北・新山・北新山・境の松・新成・杉並台	津久礼2962番地2
第6投票所	ふれあい交流・福祉支援センター	武蔵ヶ丘1～6町内・8町内	武蔵ヶ丘北1丁目6番34号
第7投票所	光の森町民センター	光の森1～7町内・武蔵ヶ丘7町内	光の森2丁目1番地1
第8投票所	西部町民センター	八久保・南八久保・花立・南花立・向陽台・にじの森	武蔵ヶ丘北3丁目5番1号
第9投票所	ふれあいの森研修センター	中尾・南方・光団地・駅前・新町・新町西・馬場・柳水・入道水・古閑原・鉄砲小路・長塚	原水4652番地24
第10投票所	青葉台公民館	青葉台・東ヶ丘	津久礼2268番地131

## ▶投票時間

本町の投票時間は午前7時から午後7時までです。

## ▶期日前投票

投票日に仕事やレジャー、冠婚葬祭などで投票に行けない人は、期日前投票所で期日前投票ができます。

期日前投票所(役場)は、告示(公示)日の翌日から投票日前日まで午前8時30分から午後8時まで開設します。

※光の森町民センターは、投票日前日までの4日間

## ▶不在者投票

仕事や旅行などで、選挙期間中に、町外に滞在している人は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会では不在者投票ができます。

また、病院などの施設に入院(入所)している人は、その施設が「不在者投票指定施設」である場合、施設内で不在者投票ができます。

※事前に投票方法をご確認ください。



# 各種相談

## ふれあい総合相談

問 菊陽町社会福祉協議会 ☎232-4832

相談料金は無料です。相談室がありますので、プライバシーは守られます。お気軽にお問い合わせください(相談日は、「広報きくよう」でご確認ください)。1日先着6人までです。

項目	曜日	場所	時間	相談員
心配ごと相談	毎月第4土曜日	老人福祉センター	午前10時～正午	心配ごと相談員
	毎月第3土曜日	ふれあい交流・福祉支援センター		
行政相談	毎月第2土曜日	老人福祉センター	午後1時～3時	行政相談員
法律相談	毎月第1月曜日 偶数月第3木曜日	老人福祉センター		弁護士
	毎月第3金曜日	ふれあい交流・福祉支援センター		
税金相談	奇数月第2月曜日	老人福祉センター		税理士
年金相談	偶数月第2月曜日	老人福祉センター		社会保険労務士
財産相続相談	毎月第4月曜日	老人福祉センター		行政書士
	毎月第3火曜日	ふれあい交流・福祉支援センター		
相続遺言・登記など 相談	奇数月第3木曜日	老人福祉センター		司法書士
	毎月第2木曜日	ふれあい交流・福祉支援センター		

## 消費生活相談

問 総合政策課 ☎232-2112

架空請求や訪問販売、多重債務など、消費生活上のさまざまな問題に関して無料で相談に応じます。個人の秘密は守られます。

相談日・時間・予約	問い合わせ先
<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談日：月・木曜日(祝祭日を除く)</li> <li>●受付時間：午前10時～午後4時</li> <li>●場 所：菊陽町役場(消費生活相談室)</li> </ul> ※火・金曜日は大津町、水曜日は西原村で相談を受けることができます。詳しくはお問い合わせください。	菊陽町消費生活相談窓口 (総合政策課内) ☎232-2112 FAX232-4923

## こころの相談

問 福祉課 ☎232-4913

臨床心理士、精神保健福祉士、保健師が、こころの問題で悩んでいる人やその家族などの相談をお受けします。ご本人やご家族であればどなたでも相談できます。個人の秘密は守られますので、ひとりで抱え込まず、ぜひ相談してください。

- 相談例**
- 眠れない、イライラする、気分が落ち込む、意欲が出ないなど、こころの健康に関すること
  - いじめ、不登校、ひきこもりなどの問題に関すること
  - 家族や職場などの人間関係による悩みや不安
  - お酒やギャンブルなどの依存症 ●発達障がいに関すること ●その他こころの悩み

**相談日** 月曜から金曜日(祝祭日を除く)

**受付時間** 午前9時から午後5時

**場 所** 福祉課

**その他** 原則予約制となりますので、事前にお問い合わせください。



各種相談



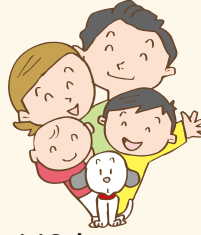
# 統計でみる菊陽町

人口密度



37.46km² 43,449人  
1km²当たり1,160人(R4. 3.31)

世帯人口



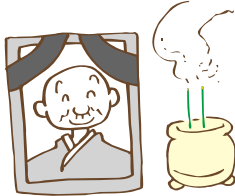
18,663世帯 43,449人  
1世帯当たり2.33人(R4. 3.31)

出生



474人 1日に1.3人  
(R3年度)

死亡



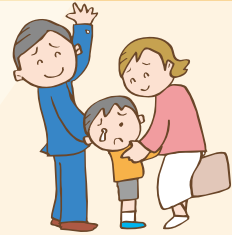
287人 1日に0.79人  
(R3年度)

転入



2,693人 1日当たり7.38人  
(R3年度)

転出



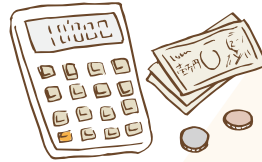
2,410人 1日当たり6.6人  
(R3年度)

町税



7,397,902千円  
1人当たり 170.266円 (R3年度)

歳出



19,850,903千円  
1人当たり456.878円 (R3年度)

自動車(二輪車除く)



32,397台  
1世帯に1.74台 1.34人に1台  
(R4. 3.31)

火災



11件 33日に1件

消防団員



398人 町民109人に1人  
(R4.4.1)

ゴミ



12,113 t  
1日当たり33 t (R3年度)

し尿



1,402kℓ  
1日当たり3.84kℓ (R3年度)

交通事故



140件 2.6日に1件  
(R3年)

町職員



245人 町民177人に1人  
(R4.4.1)

きくようまち生活便利帳に掲載の行政機関は、令和5年3月31日現在の情報を掲載しています。社会情勢の変動などにより内容が変更される場合がありますので、あらかじめご了承ください。行政情報の内容・手続きなどで不明な場合は、各担当課までお問い合わせください。

## きくようまち 生活便利帳

令和5年4月発行

無断で複製、転載することはご遠慮ください。

UD  
FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。

発行

# 菊陽町

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800番地

Tel:096-232-2111 Fax:096-232-4923

令和5年4月発行